

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十六号

(五九三)

昭和四十年五月十三日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 藤田 義光君

理事 佐野 憲治君

理事 大石 八治君

理事 武市 恭信君

理事 村山 達雄君

理事 山崎 巖君

理事 重盛 寿治君

理事 細谷 治嘉君

理事 吉田 賢一君

出席政府委員

警察庁長官 江口 俊男君

警察庁交通局長 鈴木 光一君

警察庁交通局長事務次官 高橋 積一君

自治事務次官 宮澤 弘君

大臣官房参事 宮澤 弘君

自治事務官 長野 士郎君

自治事務官 (選挙局長) 長野 士郎君

委員外の出席者

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 宮崎 清文君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

警察庁交通局長 (警察庁交通局長) 伊藤 栄樹君

五月十二日

入車左側統一通行に関する諸願 (肥田次郎君紹介)(第三九三二号)

同(辻寛一君紹介)(第四一二七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(参議院送付)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

地方自治に関する件(地方公共団体に關する問題)

ものについて、当時どういう状況であったか調べましたので、その結果を御報告を申し上げたいと存じます。

交際費の支出の系統でございますが、手続とい

たしましては、御承知のように、通常予算の月割

り額がございまして、この予算の月割り額により

まして毎月議長から請求をいたしております。そ

の議長の請求書を添付いたしました交際費の、通

常われわれのことは支出伺いというおるわけ

でございますが、支出伺いを支出命令権者でござ

います事務局長が決裁をいたしておりまして、そ

れに従ってその決裁書が出納に回しまして、現金

払いの支払い支出方法によって議長に交付をされ

ているわけでございます。そこで議長が領収書を

出納に提出をいたしているわけでございます。た

だいま申しましたような支出手続でございます

て、この場合に支出の内容というものは明示さ

されておられません。したがって、御質問の

点から申しますならば、毎月一括支出をされてお

る、こういうふうな支出手続であるというふう

に申し上げてよろうかと思ひます。

○華山委員 最近におきまして、そういうふうな

ことであるかと思ひますけれども、その点はいか

がでございましょうか。

○宮澤政府委員 私調査いたしましたのは、御承

知のように三十八年の秋でございますが、その後

におきましてもおそらくこういうふうな支出の手

続によつておるもの、こういうふうな思つてお

ります。

○華山委員 そのやり方につきましては非常に疑

問に思ひます。ございまして、国にも交際費とい

うものが各省に、あるいは議会にございまして、そ

れにつきまして、この点お尋ねいたす前提とい

まして、国の交際費の出し方、それから検査のし

かた、そういうことにつきまして、特に検査のし

かたにつきまして、会計検査院においでを願つた

のでございまして、御説明をお願いしたのでござ

いますけれども、私の了承しておりますところは、

国では計算証明規則によつて行なうのでありま

して、交際費はこの中の第十一條の簡易証明に入

ておらない、したがって普通の経費と同様に証憑

書類、あるいは証憑書類といふものをもって、そ

して会計検査院は検査しているものと承いたし

ておりますが、いかがでございましょうか。

○保川会計検査院説明員 検査院第一局長でござ

います。ただいまお尋ねの交際費の問題でござ

います。これは現在簡易証明を認めておりませ

ん。したがって、証憑書類がわれわれのほう

に計算証明として出される。それに従つて検査を

する。また実地におきましても検査をする。こ

ういうたまでやっております。

○華山委員 そうしますと、一件ごとに何に使

たかということは明らかに相なるわけございま

すね。

○保川会計検査院説明員 そのとおりでございま

す。

○華山委員 そういたしますと、国の交際費と東

京都の議長の交際費というものはまるで違つた

やり方をやっているとすることに相なるわけござ

いますね。

ついでに、検査院の方においでを願つておりま

すのでお伺いいたしますが、この計算証明規則の

第十一條による「特別の事情がある場合には、会

計検査院の指定により、又はその承認を経て、こ

の規則の規定と異なる取扱をすることが出来る。」

こういうふうな書いてありますけれども、その

「特別の取扱」という中には、ただいまの御答弁に

よりまして交際費は入っておりません。私はこの

中に報償費が入っていると思つております。それ

でこの報償費につきましても出さなければというこ

と

と

と

と

と

と

と

と

いう金の使い方につきましては、従来もございましたが、自治省といたしましては深い関心を持っておるわけでございまして、将来あやまちの

ないように、自治省のなすべき事柄につきましては、あるいは助言なり指導なり等によりまして、それらの問題が正しく運営されていくように十分努力いたしたいと考えておるような次第でございます。

○中務委員長 次に、門司委員。

○門司委員 二、三の問題について伺いをしたいと思いますが、いま東京都の問題が非常にクローズアップされてまいりましていろいろ議論されております。その中で最も大きな問題は、選挙のときに買収したとかしないとかいうことは実質の犯罪としての構成であって、その他のよって来た原因をどう追及するかということが一つの問題だろうと思ひます。実は交際費の問題が、先ほどから華山議員も申し上げておりますように問題になっておるのであるが、一体交際費の限界というものは、おのの自治体の立地条件もあることでございまして、予算との比較でどのくらいであればいいということが自治省で目安がつかますか。

○倉橋説明員 その団体の財政の規模なり、あるいは事務量なり、いろいろな関係がございまして、一がいほどの程度というふうには言いかねると思ひます。

○門司委員 私は詳しいデータで説明をすればわかると思ひますが、私の手元にはいまだ三十九年度の決算の正確なものが出ておりません。これはまだ自治省も出しておりませんし、またできようはずがないのであります。やうとこの間締め切ったばかりでありますから。したがって三十七年度、三十八年度の決算の詳細なものを調べてみますと、たとえば四十六都道府県で一千万円をこえる知事の交際費が十二くらいあるはずで、あるいは数字が一つくらい違ひかもしれませんが、大体私の感じでは、正確な数字を取り寄せてもいいと思ひております。そうすると、それから非常に少ないのがある。一体どういう基準でこの交際費が割り出されておるかということについては疑問があります。したがって、いまお聞きをしたの

でありまして、自治省はこれに何にも考えていないというのには、これは全く野放しだということにならざるを得ないと思ひます。しかし自治省はいろいろな行政について指導をしておることは事実であり、ことに財政については非常にやかましいことを言っておることも事実であります。ところが一方こういうものについて何も言わない、基準も考えていないのだ、これはしり抜けみないなものであって、一体自治省自身が何をやってゐるかわれわれにはわからない。こういうことこそ自治省はやはりある程度自衛をするというなら自衛をする必要が実はあると思ひます。東京都の問題もやはりそこにあると思ひます。しかし、考えていないならそれでよろしいです。

それから、その次に聞いておきたいと思うことは、東京都の例をとって見まして、昭和三十九年度の予算も、四十年の予算も、予算面で見れば二十五万円なんです。ところが決算面で見ると、三千七百万円になったり、あるいは四千万円になったりしている。ちやうど予算の倍くらい使われておる。一体こういう予算と決算とのあり方でよろしいかどうか、こういうものについて実際自治省はどう考えておるか、すべてこういうことになってござんないか。とんでもないことになってしまひます。当初予算が半分、あと追加予算で全部やるのだということになります。——ことに交際費なんというのは大体わかつてはいるはずで、この辺についての指導はどういう指導をされておりますか。

○倉橋説明員 当初予算に計上した額よりも以上のものが予備費で出されておるということは、これは適当でないと考えております。過剰の東京都の監査におきましてもこの点を指摘してございまして、

○門司委員 指摘しても一向改まらないと思ひます。改まらないから、罰則もないと私は思ひますが、改まらないところにはやはり問題がありはしないか。自治省が公務員の給与等について、高いとか安いとかやましいことを言つて、合理

化だとかやましいことを言つておるけれども、それで長のこういう交際費等についてはほとんど野放しの状態、こういうところに問題がありはしないか。自治体というのは一つの大きな団体で生活をしておるものでありまして、上のはうがこういう形でルーズになって、それに自治省は何らの斧鉞というものは行き過ぎであります。強い干渉もしない、そしてただ公務員の給与が高いとか安いとか、いや節約せよ、合理化せよと言つたんでは通じないです。公務員から見ても、金を使つておるのに、おれたちだけいじめたつてしょうがない。これは口に出さなくても、心理的に不満があると思ひます。ほんとうに地方の自治体の姿勢を正そうとするならば、やはりこういうところこそ自治省は厳格に、ある程度のものでしなくてはかまへないかというところが考えられる。きわめて遺憾な問題であります。東京都の例など聞いてみますと、三月三十一日に議決して、そしてそれが二十五万円が議決されておる。六月ごろになると追加予算を要求するなんというところが言われているが、ばか話です。二カ月から三カ月のうちに予算だけは使つてしまつて、あとの分を請求するなんというところは、こういうあり方等について、自治省はいまのような話では私は仕事にならぬと思ひます。きようは大臣がおいでになりませんが、この点について政務次官はどうお考えになりますか。

○高橋(順)政府委員 交際費が全体の予算比率からいまして、どの程度のものであるのはいか悪いかというやうな問題は、そが一がいには申されぬと思ひますが、交際費を幾ら使おうとも自治省としては無関心である、そういうやうなものではないのであります。極端に交際費が多いというやうな場合にはその実情をやはり十分調べまして、そうして正しい妥当な線がそこに打ち出されるように、やはり助言指導をしなければならぬことはもちろんでございます。それから自治省におきまして助言なり指導をいたしました際、それ

が直ちに聞き入れられてそのとおりの効果があらならないやうな場合に、それでは自治省の助言指導というものは、何の価値もないじゃないかというやうなものでもないかと私も考えるわけでございまして。要するに先ほどもちやうと触れましたが、地方公共団体における金の使い方というものは、地方自治のたまから申しまして非常に重大な問題なんではないかと、それに対して地域住民が信頼、信用を置いておるかどうかがいふやうなことが、その公共団体の行政のあり方について、正否の問題になると考えられるわけでございまして、どこまでも妥当な正しい線に沿つて金が使用され、またその使用されておるやうなことを地域住民が信用しておるやうなふうになければならぬわけでございまして。お話のように、いま伺ひたいしましたやうな金の使い方について、地域住民が疑いを持つやうなことがあつてはならぬわけでございまして、自治省といたしましては自治省の許されております範囲内において最善を尽くして、そういう問題が解決されていくやうに努力をいたします。しかしながら、一面地方公共団体の自主性ということも尊重してまいらなければならぬこととはもちろんでございますから、そこにはやはり地域住民の考え方なり、あるいはまた首長その他の理事者側の考え方なり、あるいはまた議会自身の考え方等々が、りっぱな良識の線が出てまいりまして、そうしてその問題が解決されなければならぬという面もあるわけでありますから、こういうすべての力をここに総合して、そうしてお話のございましたやうなおもしろからざる問題が徐々に解決されていくやうなふうにありたいものだと思ひます。それが一番いいことであり、またそれ以上に方法はないやうに考えられるわけであります。自治省といたしましてはどこまでも気長に、しかも徹底した態度でこの問題に対処してまいりたい、こう考えておるやうなわけでござい

○門司委員 だいぶ長く御答弁をいただきました

が、そんなことでは私は直ろうとは思いません。やはりこの際、自治省はいろいろさつき申し上げておきますように、金の使い方についてはかなり自粛をせよという勧告をしております。したがって、これらの問題についてははっきりした勧告の態度が望ましいと私は思います。

それから、もう長く時間をとるということもどうかと思ひますので、もう一つ、二つの問題だけで聞いておきたいと思ひますことは、先ほどから伺っておりますと、交際費の中には公にされないものとされるものがあるというお話をお話をきくと伺ったように聞いておりますが、この解釈は私は非常に間違ひだと思ひます。少なくとも公金である限りにおいては、——公表するしないは別であります。しかし一応の監査の対象になるべきであることは間違ひはないと私は思ひます。その点ではやはり自治省としてはけじめをはっきりつけておいてもらいたい。そうしなせんと、結局証憑書類がなかったりすることは、これは交際費だからやむを得ないというふうな、かつての暗い権力政治が行なわれておりましたときに、金によっていろいろなものを操作するという時代ではいまいごさいませんで、住民が監査権を持っておる。その住民の監査権がいささかも阻害されるような印象を与えないことは、私は自治省の答弁としてははなはだ遺憾だと思ひます。なるほど交際費の中には秘密のものがあるかもしれない。しかし、少なくとも公金である限りにおいては、それが明らかにされないという理屈は成り立たぬと私は思ひます。同時に、道義上の問題としてこれを公表するかしないかという問題は、これはまた監査委員会のある程度の考慮を要するところもあらうかと思ひます。がしかし、そういう、先ほどの華山委員の質問に對しますと、公表しにくいものがあるのだらうというふうなことは、私はおかしいと思ひます。私どもの経験からいいますと、私もかつて横浜の市議員を長くやっておったのでありますが、当時の市会における監査の方法といふのは、いかなるものにもいたして、証憑

書類は必ずとるといふことであります。そうして議長という、あるいは市長という地位にあることのために必要なものと、市対市の交際、市議会対市議会の交際というふうなものについては、当然公のものとして一応これを監査の対象にする。市長なるがゆえに、議長なるがゆえにという役職、地位の關係からくる交際費については、これは証憑書類だけは全部集める。そしてこれは監査委員会において一応目は通すが、しかし、それに対してこれを公表するようなことはしないといふ、こういう処置を私どもはきつとてきたのであります。ところが最近において、さっきの自治省の答弁のように、秘密のものがあるかのような、公にされないものがあるかもしれないというふうなことは、今日の社会では通用しないと思ひます。いまのようなやまかましい住民監査権も何もなかったときですら、会計経理といふものはそういう形で明らかにしておいた。露骨に言へば、たとえば市長さんがある料亭で市対市、あるいは議會の公の公のものでなくて、自分のプライベートのものと考えられるようなことで、市長なるがゆえに、議長なるがゆえに人を招きになることがある。そういう場合に、お酌に呼んだ女の諸君の費用というふうなもの、どこからそれらの諸君が来てるかというふうな明細な書類を一応見なければ、なかなか全体として監査委員会では私どもは判を押さなかつた。しかし、道義上われわれはそれを公表はしない。私は、やはりこういう態度が望ましいと思ひます。そうしなれば、住民の監査権との關係はどうなります。いかなる場合でも公金であることは間違ひない。公金の使用については、住民が監査権を持っておることは間違ひない。住民の監査権をいまいにするような自治省の先ほどの答弁は、私はきわめて遺憾だと考えて聞いておったのです。この点は、大臣おいでになりますから、次官からでもよろしゅうございますから、ひとつはきつりした答弁を願つておきたいと思ひます。

○高橋(明)政府委員 門司委員のお考えには私も同感なのでございまして、先ほども申し上げましたように、地方公共団体の金は正しく妥当な線で使用いたさなければならぬ、そして地域住民の、それが正しく妥当に使われておるということに對しての信用をつなぎ得るものでなければならぬと考えておるようなわけでありまして、そしてそれをいたしますためには、いまお話しのごさいますように、金の使途といふものは明らかに捕捉できなければならぬ。先ほどの自治省側の答弁の中に、明らかにすることができないものはやむを得ないといふふうなことが——そういうことばであつたかどうかはわかりませんが、門司委員のいま指摘されたような点は、領収書をとらうにも、それはいいわゆる社会常識上妥当でないとか、とりにくいとかといふようなものがあつたときにはとられないけれども、その他の方法で、そこには使用されたということが明らかに、信用され得るものであれば、それでまあいいというふうな考え方でありまして、何に使つたかわからないわけでありまして、これまで交際費というふうなことにきまつては、いろいろこれまでその取り扱いをする衡に当たる人の考え方が、必ずしも他の金の支出のように厳格、明確にされなければならぬもの、だといふふうに考へていなかつたような時代もあり、そしてそれが一つの事務処理の上に情性的にルーズな面があらわれてきたものもなきにしもあらずと存じますが、しかしそれはそれでいいというわけではないわけでありまして、先ほども申し上げましたように、それが正しく使用されたものであるといふことの信用を得られる程度に明らかにされなければならぬ、こういう考え方で、十分地方公共団体に対しての助言なり、指導、勸告等をいたしまして、そして他の立場の方々の努力とあわせて、これらの諸問題が正しく解決されていくようにやつてまいりたいものだと思ひます。

○門司委員 いま抽象的な御答弁がございましたが、問題の所在は姿勢の問題であります。したがって、その姿勢をどういう正しい姿勢に引き直すかといふことです。私はいまここで、既往の問題を責めようという考え方で御質問を申し上げておるわけじゃございません。実際の問題は、これは何も私は東京都だけではないと思ひます。全国の市町村の交際費の使途については、ごくよくやつておるところで、さつき申し上げましたような二つの段階に分けられておるところが私はあらうかと思ひます。いわゆる市長交際費、議長交際費といふものと、一つは、市長、議長なるがゆえに、私的とまではいえなくても、やや私的に近い交際費が要するといふことは考えられます。全然考えられないわけではない。しかし、それといふことが当然法のたてまえであり、これを監査する立場からいへば、住民の持つ一つの権利であることに間違ひはないわけでありまして、それがあいまのうちに使われる。そしてこれについては何らの疑問も持たなければ、疑惑も持たない。たまたま議長選挙にからんでこういう派生的な問題が起つてきたから大問題になつたのだというふうなことで済まされたいのじゃないか、したがつて、このことは、単に他の都道府県や市町村で議長選挙のときに買収があつたとかなかつたといふことではないと言つておいたほうがよろうかと私は思ひます。しかし交際費の使途においては大体五十歩百歩ではないかといふことが考えられます。

そこで、その次に聞いておきたいと思ひますことは、東京都の問題が起つてからかなり長いわけでありまして、自治省はこれらの問題について、地方の自治体はどういう通達なりあるいは指示をされたのか、もしその事実があるとするならば、ここでひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○倉橋説明員 一般的に文書のような形でまだ指示はいたしてございせんが、いろんな場面におきまして、口頭等によりまして態度を明らかにいたしております。

○門司委員 まだ通達を出していないというの、自治省もどうかと思ひます。實際は、こういう問題がすでにできておるのですから、口頭で言うといつたって、市町村もたくさんありますから、みんなに言うわけになかなかぬと私は思ふ。私はさつきから申し上げておきますように、財政の問題については特にやかましいことを言っている自治省が、財政の問題でこういう大きな抜け穴があるものについて、ほとんど関心を持っていない、と言うとおられると思ひますが、われわれから言へば、いまだに通達も出してないというところになれば、関心も持っていないんじゃないかと、言うこともできるかと思ひます。私は、ぬるい態度ではないかと思ひます。私は、この点は特に姿勢の問題であります。限りに限っては、自治省の考え方をこの際ここで明らかにしたい。自治省の考え方を、そして少なくともこの種の問題で住民全体から疑惑をひきおこしてはならない。このことは、私は、国民全体は地方議会に對してかなり大きな不信感を持つたと思ひます。何も東京都だけじゃないだろう、どこだってこんなことをやっているんだらうというところはない、おそらく全国の自治体における住民は考へておることじゃないかと考へられる。したがって、政治の不信感というものは、自治行政に對してはきわめて大きな影響を及ぼすものであります。御承知のように自治の精神が、自分の郷土を愛するということに上立って、初めて自治意識というものが明確になるのであつて、その地方自治を阻害するこれらの不明朗な問題について、自治省はいまだに文書等によらないで、通達もしていないということについては、私は、私はきわめて遺憾であります。しかしこれは、それならこの問題についてどういう処置を、処置ということばは悪いかもしれせんが、態度を自治省としてはおとりになるのか。もしその片りんでもおわかりなら、大臣からお聞きすることがいいと思ひますが、大臣おいでになりませんで、ひとつ次官から言明をしておいていただきたいと思います。

○高橋(禎)政府委員 いまの東京都の議長の交際費という問題について、いろいろ自治省として勧告もし、助言しなければならぬという必要から、そういう事態の将来起こらないように配慮いたしております。これは、先ほどもお話ししたとおりであります。全国的に、各道府県等に一律にその金の使ひ方等についてどうあるべきかというところを、自治省としてはまだ手配をしていないことは、さつき課長から申し上げたとおりでございます。しかしながら、これに對して自治省が無関心であるというふうなものは断じてないのであります。たとえば書面でそれを一律に指導といひましようか、警告といひましようか、自治省の意思を出すべきであるかどうか、これらについてもいろいろ研究もいたしたわけでございますが、何と申しましても地方公共団体が金を正しく使わなければならぬというところは、これはもういまの法の精神から、また地方自治行政のあり方から当然のことでございます。そして先ほど自治省側から述べましたように、他に東京都と同じようなやり方をやっておるところの例というもの、まだ耳にいたしておらないような関係がございます。これは、やはり自治省が一律に書面ですさきお話のような趣旨を徹底さすということについて、いろいろ地方公共団体の自主性その他等々から慎重にこの問題には対処したい、こう考へておるようなわけでございますが、その書面を出すというところまではまいっておらないわけでございます。しかしながら、十分この金の使途について正しく妥当に行なわれるようにという考へ方で、そしてあやまちを犯さないようにという考へ方で、機会あるごとに自治省の意見を申し伝えらうというところに努力をいたしておるわけでありま。しかしながら、一律全国的に書面をもってこれらについての自治省の考え方を通達するということが必要であるということになりましたならば、そういうこともあり得るかと存じますけれども、いまの段階では、以上、申し上げましたような事態でございまして、決して自治省として地方公共団体の金の使ひ方に対して無関心である、交際費等の使ひ方についてはもう全然関心を持っておらないんだというふうなものでないというところだけは御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 こういう問題に對して自治省が出されたもので、私どもの記憶しておることは、議会の議長は法律では大体四年ということに、議員の任期とするということが書いてあるから、結局四年という解釈をして、一年交代なんというのはいさまり好ましい事態ではないからという通達をされたというところは、私は新聞を通じて見ております。しかし、これだけが原因ではないのであります。もちろんそういうことがあつて、あるいは議長選挙がひんぱんに行なわれることが、東京都のような選挙に買収行為が行なわれるということを起こす一つの原因であらうかと存じます。しかし、さらにその下をもう一つほじくってみれば、結局問題はやはり交際費その他というふうなもの、使ひ方に問題がありはしないかということが想像にかたくないのでありまして、単に名譽欲だけで買収をするというのではなくて、やはりその座にすわるというところがいろいろ問題で利便が、本人の利益と申し上げては、語弊があるかもしれませんが、本人のために利益があるというふうなことが問題である。したがって、そこからくるものは、やはり一年交代というふうなものがきいてるのであつて、私は一年交代が原因ではないと考へてゐる。むしろその底にあるほうが原因だ。ところがその底にある交際費の使ひ方等について、自治省が通達も何も出さないで、そして校であると考えられる一年交代のほうに通達か何かお出しになつてゐると思ひますが、これはあまりにも自治省のほうから表面にあらわれたものだけを見るような見方であつて、正しいといひます。十分地方自治体のあり方を知つたはずの自治省のやり方ではないかと考へておられます。むしろ一年交代であらうと半年交代であらうと、私はそういう陰に、悪いことを使へばうまいといひますか、甘みといひますか、そういうものがなければ

結局自然にこういうことは起らぬはず。そこにそういう問題があるからこういう問題が起つてくるのであつて、表面的にはいかにも議長が一年交代になつてゐるからそういう問題が起るんだという議論がたまにされておられますけれども、私はそれではないと思ふ。そういうえきなければそういう問題は起らない。議長は四年間やつたらえらい貧乏しちゃつて、次の選挙は落つこちるんだというところになれば、何も買収しなくても議長にならぬと思ふのです。しかし議長になれば必ず次の選挙には当選することができ、東京都の例なんか、悪く言えば御夫婦で外遊もできる、これだけの金を使へる、大体一日に十萬円の金を使へるのではありませんか。というところになれば、やはり一年でも議長になつてみたいという意欲が出てくることは、私は当然だと思ふ。だから一年の交代制が悪いのではなくて、その底にあるものは、やはり私は悪いのだと思ふ。それらの問題はやはり自治省は知つておらなければならぬはずだ。表面は、一年ごとに交代するといふような形式のことをやっているからそういうことになるということにならうかと思ふ。しかし私は、そういうことばかりではないと思ふ。その底にあるものは、うが問題だと思ふ。それに対して自治省がまだ今日まで何ら通達もしていないということは、あまりにも表面だけを見たと行方であつて、そして東京都以外にこういうものがないと考へるからと言われたつて、東京都に現実にあるんだから、これがはかに絶対ないといふことはいへないと思ふのです。方々にこうした問題がかなりあるでしょう。たとえば市長さんの問題でありますけれども、大月の問題など見てごらん下さい。これは四国の大月にも同じような事件があつたのです。大月というところは両方ともあまりよくない。結局、高知県の大月も山梨県の大月も、同じような事件があつて、市長さんのいすが、一千万円で売買されておる、とは私は申し上げませんが、しかしそれに近いような取引がなされておるといふよ

うな不祥事が起こっている。それらの問題もただ単に私は名譽欲だけではない、そのほかに問題があると思う。だから今日の地方議会の金の使い方等については、単に合理化、合理化というようにことだけでなくして、こういう面に自治省はほんとうにメスを入れるべきだと思います。ところが、それについて何も指示していないというなら、私がここでそれ以上追及してみたいところでこれは問題の解決にはならぬと思う。あなたのほうにも三十八年度までの決算があるはずですから、一応出してごらんないさい。私のところにもありますよ。各都道府県や大都市の予算、決算を表にしたものを持っています。私はそれを取り寄せようと思いましたが、持ってきませんでした。だから、もし必要なら私のほうから出していい。だから、あなたのほうにもあるはずですよ。これを見てごらんないさい。ほとんど言っているのは、予算と決算の食い違いがこれほど大きな項目を持ったものはない。そのほかの事務費その他は、予算と決算と突き合わせてごらんないさい、そうばかばかしい大きな相違はない。ところが交際費に限って、国の長である議長さんであろうと、都道府県、市町村の長というものは非常に大きな開きを持っていくということが数字の上で明らかになっている。

【委員長退席、田川委員長代理着席】
そういう点等についても、自治省はもう少しこれまでもに行なわれるような形の勧告、助言をする権限は法律で認められておるのであります。かう、正常に戻してもらわぬと、先ほど申し上げておりましたような地方の行政に対する不信感が起こるうかと思ひます。

そこで最後に私はもう一つ聞いて、きょうはこれくらいでやめておきたいと思ひますが、過去一年間、二年間に地方自治体でこうした不祥事がどのくらい起こっているかということをお自治省では統計をとり、あるいは調べたことがありませんか。新聞に出てくる範囲しか御存じないと言ひのならそれだけでよろしいと思ひますが、それ以外

自治省ではこういう問題については、全く無関心であるというわけではないと私は思ひます。もし各自自治体でこういう問題があると思ひますならば、その不祥事件と考へられる問題について統計をとられておるものがあるのなら明らかにしてもいいと思ひます。

○倉橋説明員 職員が賠償責任を生じた問題につきまして報告をとったものはございませう。それ以外のものにつきましては、報告をとったことはございませう。

○門司委員 そうすると、自治省はこういう自治体の不祥事件その他等については大体関心を持っていないということになるのですか。これは監督だけを自分たちの都合のいいことはやかし、文句を言うけれども、地方の自治体のそういう不信感を買うようなものについては、調査もしないければ統計も持っておらない。私は監督を非常に強くしてやかしと言へという意味ではございませうが、少なくとも自治省という役所のある限りにおいては、地方公共団体がどういう行為をしておる、そのことが自治行政にどういう悪影響を及ぼしているというくらいのこと、自治省のどこかに私はなければならぬと思うのだが、そういうことは一切野放しですか。

○高橋(議)政府委員 先ほどから申し上げますように、自治省といたしましては、地方公共団体の金が正しく使用されるということについてはもちろん深い関心を持っておるわけでありまして、地方公共団体の金の使い方に対して地域住民が不信感を抱くというふうなことであります。ならば、少し表現がきつくなるかも知れませんが、地方自治といふものは成り立たないと思ひます。したがって、むしろ地方自治を守っていきましますためには、地域住民にも自分たちの納めた税金その他金が、どのように地方自治行政のために正しく活用されておるかということについて、信用を持たせるようにしなければならぬわけでありまして、その金の使途についてはどこまでも倫理的なものがなければならぬことは申

し上げるまでもないわけでありまして、自治省はそれについて無関心ではもちろんございませう。むしろその点につきましてはこれを重視いたしておる、こういうわけでございます。ただ、地方公共団体の自主性と申しましようか、自治制度といふものを確立するということに關しましては、これは、ただ自治省がやたらに助言、勧告しさえすればそれでいいというふうなものでないことは、門司委員御承知のとおりでございます。自治の確立、公共団体の自主性を保たせつつ、それを尊重しつつ自治省は適当な線を見出しまして、法律に許されておるといいますか、与えられておると申しましようか、なし得る立場、すなわち助言、勧告等は十分これを活用して、先ほど申し上げましたような自治というものを守っていききたい、そういう考えでおるわけでありまして、決してこれを輕視するとか、無関心であるとかいふものではないわけでありまして、ただ助言、勧告等をいたします場合のやり方等については、これはきわめて慎重になさなければならぬわけでございます。それから、先ほど御指摘になりました東京都の議長交際費の問題等と同じような種類のものが再発しないようにというふうな趣旨での、書面は出しておりませんけれども、それについても先ほどお答えいたしましたような態度で、適切な方途を講じてこの問題を解決していくように努力しよう、こういう立場であることを御了承願ひます。

○門司委員 もうこれ以上押し問答しても、私は結論は出ないと思ひます。ただ、この際もう一つだけお伺ひをして終わりにいたしたいと思ひます。これは、いままでの答弁をずっと聞いてみまして、いわゆる官僚的の、権力的のものの上に立つた考え方から来る御答弁に終始しておるのであります。なるほど法律のたてまえからいけば助言、監督である。しかしその助言、監督は、その精神であるものは、地方公共団体の運営を誤らないための助言、監督である。助言、監督が行き過ぎるとか行き過ぎないと言ったところで、こういうむちゃくちゃな金を使ったり、あるいは交際費が乱

費にひとしいような形で使われているものに自治省がかなり強い勧告をしたからといって、それは法にもとめるものではないと私は考へておる。それは自治省の責任だと考へておる。自治体が今日自由に権限を持っておるから、それに自治省があまり助言、監督しては行き過ぎのようにお考へになつておるけれども、逆に自治省は、要らないところというところばを使うとおこられるかも知れませんが、役人の権力を強めるための勧告、あるいは法律の改正等が行なわれております。たとえば、前との委員会で指摘いたしましたような奈良県に起こった事件のようなもの、長の権限をむやみに拡大をして、そして議會を輕視するといふ一つの役人的なものの考へ方、あの政令はいまだに改正されていないと思ひます。そのときに申し上げましたように、東京都の知事があの条例をそのまま適用してごらんないさい。東京都の一番極端な例を言へば、国税庁の査定した固定資産税の対象になる地価は四百三十二万円、その四百三十二万円の土地を七千坪までかつてにやつていふというところになつてごらんないさい、何百億という金が東京都議會に相談しないで知事が一人でやれるように法律ができています。これは法律というよりもむしろ法律に基づいた政令でありまして、そういうところにはばかばかしい権力を与えておる。そして議會を輕視している。少なくとも議會を權威あらしめるためには、やはり地方の自治体の議會が十分に信頼を得るような形をとっていくことである。それについて自治省が勧告をされるということとが何ら不都合ではないと私は考へておる。考へ違いは自治省はしないでもらいたいと思ひます。というのは、これは向こうが交際費といふものを自主的にやるのだから、それにああでもない、こうでもないというとか、干渉がましいとお考へになるかも知れない。しかし、そのことがかえって住民について乱費になるという危険性を招いておる、というよりも、むしろ東京都などはあきらかであるものも言えないことが暴露されている。そうしてそういうことがあるにもかかわら

ず、自治省はまだ今日まで何にもこれに対して通達もしておらないということ、これは一体どういうわけです。私は何も地方の自治体が全部こういうことをやっているとは申し上げません。しかし少なくとも東京市の二の舞いをするとすることがあってはならないというくらい配慮はこれの際すべきではないか。そういたしませんと、結果においてはどうにもならないものができるのであって、したがって非常にくだいようであります。自治省は、さつきからお聞きいたしておりましたが、この種の問題については調査されたこともないようでありまして、何にも御存じないと申し上げるとこれまたおられるかもしれませんが、報告もとっておりませんし、そういうことで地方の自治体がほんとうによくなるというようなお考えは間違いないか。正しいところは正しくする、強いところはやはり強くきびしく勧告をして、そしてほんとうの自治体に育て上げるといふ親心がなければ、いままのような形で――そして最後には、だから昔の内務省のような形で、知事も官選のほうがよいのだ、市長なども間接選挙のほうがよいのだということになりかねない。私はこういう問題については特に自治省が気をつけてもらいたいということ、それから最後にもう一つだけ聞いておきたいと思ふことは、そういういたしますと、自治省の結論といたしましては、知事や議長の実費その他については、大体目安というやうなものはない、同時に監査の対象になるやうなものについても考えておらない、これは公にされないやうなものがあるであろうから、結局それでよろしいのだというお考えですか。私の考えは、さつき聞きましたように、念を押して聞いておきますが、いかなるものであろうとも住民の税金によって使用されておりますものは、住民全体の監査の対象になるのだということをはっきり私は考えておるのでありますが、この私の考え方が違つておるかどうかということをもう一度聞いて質問を終わりたいと思ふます。

○高橋（順）政府委員 私どもは前段のお話に関連

しまして申し上げたいのでありますが、決して官僚的な考えで申し上げておるわけでもないということとを御了承願ひたいのでありまして、私どももいたしましては、何と申しまして地方自治の確立ということが日本民主政治のためにぜひともなされなければならぬことだ、こういうふうな考えでおりますし、自治省の立場といたしましては、どこまでも地方自治を正しく発展させ、確立させるようにそれを守つていきたい、こういう立場だと存じます。したがって、そういう考え方でも民主的に行政を遂行していこう、こういうわけなんです。その点について一応申し上げて御了承を得たいのであります。それから、交際費といふのは幾ら出してでも知事が認めればそれでいいのかという問題に関連してあります。これは法律上の問題でなくて実際の政治的な観点からいいますと、やはり地域住民の良識、これが監査請求といふことになってあらわれる場合があると思つておりますが、地域住民の良識、それに地方議会の中からもまた良識の線が出てまいり、なお理事者側からも良識の線が出てまいりますところに、おのずから妥当な正しい線がこの交際費の中にも出てこなければならぬと思ふのであります。こういう関係者の方々の努力、そしてまた自治省の助言、勧告というやうなことでやはり正しい線が出てくるように努力してまいれば、その成果は得られるものと考えておるわけでございます。交際費等の使途等につきましても住民の監査請求といふことは、自治体のあり方として当然のことだ、地域住民の地方自治に対する立場として当然のことである、このように考えておるわけでございます。

○門司委員 もう一つ突つ込んで聞いておきます。そうすると、監査委員会は交際費については全部証憑書類をとって監査をするということが正しい、私はこういうふうな解釈をするのであります。が、よろしゅうございませうか。

○倉橋（順）説明員 先ほども申しましたように、香典のように相手方から領収書をとれないというやうなものにつきましては、これは何に使つたかということを明らかにいたしません。そういうものはあるかと思ひますが、ともかくも領収書のとれるものはとりまして、それ以外のものにつきましては、いつどういう目的に使つたかという――証憑書類といふことはで言えるかもしれませんが、はっきりと債権者の領収書ではありませんが、そういうものにつきましては、いま申しましたように何に使つたかといふことを明らかにいたしまして、それにつきましては監査委員会で監査できるといふことであります。

○門司委員 どうもそういうふうな逃げられることは逃げられます。たとえば汽車の切符を買つたからといって、国鉄に行つて領収書を寄こせといつても寄こさないかもしれない。逃げられることはわれわれも承知をいたしております。しかし、私の聞いているのはそういうこまかいことではなくて、ただ一言だけ、使つたすべてが監査委員会に提出すべきものであるといふことだけわかつておればそれでいいのでありまして、こまかいことを言えば、タクシーに乗つて一々領収書を寄こせといつても、タクシーの運転手は寄こすかどうかわからない。そういう場合の交通費は、どこにいつてどうなつたかといふことがわかつておればそれでいいので、むずかしい問題ではない。しかし問題は、先ほどからお伺ひしておりますが、なかなか公にできないことがあるといふことがここで答弁されておるので、何かまだいふゆる政治的配慮によつて金が使われておる、公にすることができない秘密の工作を行なうことに金が使われておるといふ印象を抱かせることが一つの不信感を抱かせる大きな原因だと思ふ。だから交際費は私的なものであらうと公のものであらうと、その書類は全部監査委員会に提出すべきものであるという解釈を自治省がはっきりとつていただければ、私はそれでよろしいと思ふ。そういうことになりませうか。

○高橋（順）政府委員 大体門司委員のお考えとわれわれの考えと一致するわけでございます。ただ領収書なんかのとれないもののせきさくというやうなことの価値判断等については、これは監査委員会等でしかるべく処理されるものだと思ひますが、ともかくも地域住民に金が正しく使われておるのだという信用を得られる程度のやり方であるべきものであると存じております。

○門司委員 これ以上押し問答してもしようがないからやめておきます。

○華山委員 いま門司委員からいろいろお話がありました間に、私の申したことであるいは誤解があるといけませんので申し上げて、お答えを願ひたい点があるならばお答えを願ひたいと思ひます。私の考えでは、いままで東京都のやつていたことは、これは明白に違法なんだ。法律に違反しています。前渡資金と考えられるところの公金について、どういふふうなことに使つたか明白になつていないといふふうなことは、これは自治法と自治法の施行令に違反する。そういうふうな少なくとも疑いがあるといふことについて、自治省はこれを調べて、違法ならばこれを違法であるといふことを通達するのは、法律を守る意味からも当然なことだと思ひますが、その点についてもう一度お伺ひしておきたい。

○倉橋（順）説明員 先ほどもお答えいたしましたように、総合監査をいたしまして、その結果を勧告いたしておるわけでございます。

○華山委員 あなたの言うのは予算の流用でございませう。予算の流用じゃないんだ。ああいうふうな金の使い方、議長に金を渡したならばそれだといふふうなことは、これは前渡資金の形のものなんだ。それについて前渡資金の形のものであつても、これは明白にされなければいけない。それが全額どういふふうになつていて、それは違法です。違法のことについて黙つていなくちゃならぬといふことではないので、自治体だから自主性があるからといふことは、違法なことも黙つていなければならぬといふことは、違法なことです。私はいままでの御答弁では違法だと思ふのですけれども、違法であるかどうかを確かめて、

違法であるならば違法であるということを厳重に申し入れをすべきものであると思うが、どうですか。

○宮澤政府委員 先ほども御答弁を申し上げましたが、調査いたしました時点におきましては、実態は先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。それは先ほど来質疑の間で明らかにされましたように、法令の規定に照らしますと違法である、こういうことであると思います。ただ調査の時点におきましては、御承知のように膨大な機構を短時間のうちにやったわけでございますので、そこまで徹底して私どもとして検討する時間的な余裕もございませんでした。調査報告自体の中におきましては、その点につきましまして明らかに違法であるというような指摘は遺憾ながらしておりません。しかしそのこと自身は、先ほど来御質疑の間で明らかにしておりますように、法令の規定に照らしますと、法にもとる手続であるということとは明白であらうと思っております。

○華山委員 法の規定にもとるということであるならば、いままでの都知事のやり方というものは法にもとっているからこれを是正すべきだということ——不適当であるかどうかという問題ではない。不適当かどうかというふうな問題であるならば、自治体の自主権ということもあるかもしれませんけれども、違法なことを自治体の自主権だといって見のがすわけにいかぬと私は思うのです。そういう点をお調べすることがあったならば調べられて、都知事に対して厳重に違法であるという通告をしていただきたい。これだけ申し述べておきます。

○高橋（補）政府委員 いま宮澤参事官からもお答えいたしましたように、まだ全幅的にその調査がすべての面にわたって完了しておるといふ段階でもございませぬし、ですからそういう点いろいろまだ調査をし、事情も聴取をしなければならぬ面があるわけでありまして、そういうことの結果、それをどうするかということについては十分検討してみたいと思います。要するに違法とかなんとか

かの支出が将来根絶されてまいりますような方向に向かって自治省は最善の努力をしよう、こう考えております。

○華山委員 くだいようでございますが、これから調査すると言われますけれども、調査は簡単です。宮澤参事官の言われるとおり、その当時の実態においては違法であるとおっしゃるんですから、その後どういふ点が誤ったかという点さえ聞けばいい。自主権だからといって違法を見のがすというのではないと思っております。私は都知事の重大なやまちだと思ふ。その点について厳重に申し入れをできるだけ早くやっていただきたい、こういうふうに思います。

それから私がさっき言ったことで誤解があるといけませんから申し上げておきますが、私はものによつては証憑書類のなかなか取れないものがあるであらうということをおし上げたのであつて、これは実際上のことを言つておるのです。香典を持つていったからといって受け取りを持つてくるわけにはいかない、そういうふうなことを言つておる。またもう少しゆるめて考えてみましても、これは私の体験ですからあまり申し上げたくなかつたのでありますけれども、公舎というものを持つておる。そこにはたくさんのお客さんが来る。中には私の親戚も来る、知人も来る。そういうものを交際費から出してはいけなことは明白なんです。公舎でありますと県会議員も来る、市町村長も来られるので、お茶だけで帰せばいいが、そうでない場合もある。御飯だつて、ビールだつて出さなくてはならない場合もあるだろう。簡単なめしくらいはとつてあげなくてはならぬ場合もある。そのときに、冷蔵庫に入つておるビール、これは私の分、これは公の分だといつて一々家内にやらせるわけにまいりません。私のところでは全部証憑書類がなければできませんでしたが、そういうことをやつておつたのでたいへん貧乏した。月給が高ければいいのですが安いものですから……。そういうこともあるから、常識で、たとえば知事なら知事、議長なら議長、議長

はあまりそういう必要はないと思ひますけれども、そういうことについて、このくらいのことには公舎の費用としていいだらうという程度のことには私はしかたがない、こういう意味で申し上げたので、公表できないというふうなことで申し上げた意味じゃありませんから、その点ひとつ誤解のないように御了承いただきたい。あまりみみっちいので言ひませんが……。

○田川委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 最近地方自治体の中で、世間からとかく非難をされるような事件が相次いで起きております。これは、たいへん遺憾に思つておるわけでありま。地方財政が非常に苦しくなつて、ある種の危機の事態があらわれてゐるのではないかとさえ私は考へるわけでありま。それだけに自治体自身もしつかりした考へ方や態度で仕事にあたつていただかなければならぬと思つておるわけでありま。すべての問題を全部自治省だけが処理せよというわけにもいきませんで、ただ違法な問題等については、自治省は監督的な立場で当然断固たる処置に出るべきだと思ひますが、地方自治体自身もこの立場が、しつかりしてもらなければいけな。い、こう思つておるわけでありま。東京府議会の問題もその一つでありま。きょう私は、山梨県の知事に公職選挙法等の違反の疑いのある行動があつたということで、新聞等も取り上げておるわけでございますので、その点だけに限定いたしまして若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

お尋ねの前に、これも新聞の報道によりますと、同じ山梨県の大月市長事件があつたわけで、検察当局もこれを取り上げて調べていたが、全員不起訴処分にした、そういうふうな報道に接したわけでありま。その点についてまず事情を伺つておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 いわゆる大月事件と申されております大月市長選挙をめぐる選挙違反の事件につきましまして、昨年十二月十七日に甲府地方検察庁へ警察から事件の送致がございまして、以来五カ月足らずの間鋭意甲府の地方検察庁で捜査を進めて

まいつたのでございまして、去る五月七日、大月市の前市長井上武右衛門氏外七名の被疑者全員につきまして、不起訴処分いたしましたしております。不起訴処分いたしました理由は、警察から送致された事実関係は、公職の候補者とならうとすることをやめさせる目的で利害誘導をしたという公職選挙法違反の事実でございまして、この警察送致事実を完全に証拠づけて公訴を維持するに足るだけの証拠が足りないということで、証拠不十分ということで不起訴処分いたしましたのでございまして。

○安井委員 相当長い間の調査であつたわけでありま。金の授受でありま。そういふふうな事実行為が明らかにされていたように私ども聞くわけでありま。それによつて、そういう点はどうですか。

○伊藤説明員 御承知のように、この案件はもし公職選挙法違反が成立するといひますと、同法の第二百二十三条第一項第一号等の関係になるわけでございます。そういういたしますと、公職の候補者とならうとするをやめさせる目的をもつてこれらの者に対して利害誘導をするということが明らかになる必要があるわけでございます。そういういたしまして、今度は利害誘導につきましても、二百二十一条の二項二号にございまして「特殊の直接利害関係を利用して誘導」というふうな、いわば犯罪の構成要件になつておるわけで、外形事実の二、三が認められましても、犯意その他の点で直ちに公訴を提起して、有罪判決を得るだけの確信が持てるというわけに必ずしもまいら。ない案件だといふふうな思つておるわけでございます。そういう意味におきまして、これらのやや複雑な構成要件の全部につきまして、有罪の判決を得るだけの証拠が必ずしも得られなかつた、こういうことでございまして。

○安井委員 金の授受があつたのですか。

○伊藤説明員 お尋ねの趣旨とやや食い違ひうかもしれませんが、金の授受というやうな問題はなかつたように思ひます。

○安井委員 この問題につきましても、また別な機会にいたしたいと思いますが、同じ山梨県の知事が四月一日のちょうど年度の仕事初めにあたりまして、県庁に全職員を集めて訓示をし、「この中で六月の参院選を控えて、県職員は無関心であってはならない。とくに、全国区はそれぞれその課で関係の深い人が、有利になるよう、法に触れない範囲で運動すべきだ」と述べ、選挙運動を禁止されている職員たちをマゴつかせた。」こういう新聞報道がありました。この問題につきましても、自治省の選挙課の、明らかに地方公務員法違反だというふうな談話の発表もあるわけでありすが、自治省としての御見解をお聞きしたいと思ひます。

○長野政府委員 四月一日の年度初めに、山梨県知事が職員に対して訓示をいたしておりました。私どものほうで調べましたところでは、確かにそういう点について訓示の内容が触れておるようでございます。ただその内容を見ますと、これはテープか何かにしたものをとったように聞いておるのでございまして、新聞の報道と多少ニュアンスが違つてございまして、今回の参議院選挙では、国の仕事の関係で支持する人もあるだろうが、内部で争うようなことをせず、また法律に触れないよう注意してやってもらいたい、選挙に関心を持つことは当然ではあるが、——こういうところが該当の部分のようでございます。新聞の報道では、この部分が、法律に触れないよううまく選挙運動をやってくれ、こういうふうな受け取られて報道されておるようでございます。これはその場所の空気なり前後の関係なり、いろいろな与えられた印象の受け取り方にもあると思うのであります。あらわれているところを見ますと、確かに適当な表現であるとは思へませんが、職員がいやしくも法律に触れるようなことをしないようにしろということを言ったのだというふうな見方もできるでございまして、また新聞が書いてありますように、法律に触れないようにうまくやれというふうな言い方であったというふうな受け

取れるような印象が出てきたようにも思われまゝす。いろいろ聞いてみますと、確かに適当な表現とは思へませんが、何でも選挙運動することと奨励したというふうな受け取れないわけでもございまして、そういう意味では誤解を招く発言であつたことははっきりいたしております。したがつて、非常に不適切な発言であるということとはもちろんわかるわけでございますが、私どもの調べましたところでは、それ自身が直接非常な違反を犯しているというまでは受け取れないのではないかとこのように考へております。

〔田川委員長代理退席、委員長着席〕

○安井委員 私もその場で聞いていたわけではありませんが、ただ新聞の報道によれば、またさらに「今回行われる参院選挙の全国区では、それぞれの職員が特殊な関係があるはずだ。関係あるものに関心を持つのは当然で、有利になるべき人を運動するのは結構なことだ。そういうふうな奨励をしているようですね。これは全国区の参議院候補が官僚出身の人が多くて、それがそれぞれの役所の機構を伝つて運動をしているというふうなこともいろいろと伝えられているわけですね。そういう動きとこれとがどうも符節を合わせる、そういう方向になつておるような感じを受けるわけです。文部省から出ておる人は、教育委員会や何か、そういうふうな系統を伝つておる。また厚生省出身の人は、そういうふうな系統がある。建設省は建設省の系統と、そういうふうないろいろな動きがあるというのを私も耳にしておるだけに、それをあとづけするような知事の訓示内容といふのはどうもふに落ちないわけでありまして、「有利に表現はなかつたのですか。」

○長野政府委員 当時、完全な記録があるわけではございませんので、はっきりしたことが正確に申し上げられないのでございまして、その訓示の前のはうのところにおきましては、全回の参議院選挙に触れておりまして、参議院選挙で山

梨県で職員の中に違反者と申しますか、犠牲者が出たということに言及いたしておりました。こういうことは非常に困るというのを申しております。ただその反面におきまして、選挙について無関心であるべきではないから関心を持つことは当然のことであるし、また法に触れない限り正しいことを行なうのは当然だということも申しております。そして、それと関係のあるところで関心を持つて考へていくということは、いろいろな立場があるからやむを得ないことも少しないけれども、同じ県庁の中であるから、そこで法律に触れないように注意をしてやってくれ、こういうふうなことを前提として言っているようでありまして、したがつて、違反者が出るような事態、あるいは県庁の職員相互間で対立すると申しますか、いろいろなことは避けるべきだといふふうにも受け取れるわけでございます。それで、そこで法律に触れないようにやれというのは、法律に触れない範囲で一生懸命にやれということだけでは、何でもないだらうか、やはり法律に触れない知事が訓示として申述べたようにも受け取れないというふうな思つておるわけでございます。

○安井委員 さきに山梨県では甲府の市長選挙等でもいろいろ問題があつたというふうなこともあります。そういうふうな意味での訓示なら、地方公務員法の第三十六条には地方公務員についての政治的行為の制限等の規定があるわけですから、そういうものを念頭に置いてあまり行き過ぎた行動はしないようにしろ、むしろそういう消極的な訓示をするというのならこれは常識でわかるわけですね。それをむしろ積極的なかまえて発言をしていくというところは、県の明るく正しい選挙推進協議会長の談話として、道義上許せぬというふうな談話が出ておられますけれども、私は全く同感だと思つております。自治大臣はきょうお留守でありますので、政務次官からさらに伺いたいのですが、選挙局長は少なくとも不適切だといふふうな発言があつたわけでありすが、どうでしょう。

○高橋(順)政府委員 お話しの知事の発言そのものが、われわれのほうでいろいろ事情を聴取しておるところの材料では、必ずしも一致していないわけでありまして、したがつて、そのことばに対して、最後の評価を決定するということは、まだいまの段階ではむづかしいと思はれるのであります。ただ選挙局長の申しましたように、世間にいろいろの疑いを差しはさまれておるわけでありまして、何と申しましたも、これは認識論とでもいひましようか、そういうふうな問題で、発言した人の意思、発言の方法、それからそれを聴取した人の受け取り方及びその評価、そういうことを全体的に見まさんとこれは非常にむづかしい問題でありまして、結論がなかなか下せないというのが、いまの段階だと思ひます。しかし一面それを聞いた人の中に、お話のような選挙違反の疑いありというふうな考えを持たれておることと事実だと思ひます。そのような発言があつたといふことは、これは適切ではないといふふうに選挙局長も申しておるわけでありすが、私の考えとしては、もっとこの内容がはっきりいたしませんが最後の断を下すことができない、こういうふうにいふは考へておるわけでございます。やはりこれは地方公共団体の首長のあり方としてこのままに放置できないと思ひますので、いろいろとさらに事情を聴取して、それから的確な判断が下せるといふ段階に至りましたときに結論を出したい、いまはそういう状況であることを申し上げておきます。

○安井委員 新聞記事によりますと、自治省の選挙課では「地方公務員法三十六条にふれることは明らかなので早速調べる。」とあります。おそらくそれで、選挙局のほうはお調べになつたんだらうと思つております。お調べの結果、いま選挙局長も不適切だといふその段階での評価が出てきたのだと思つております。何をこれからまた調べるのですか。自治省のほうで調べになつた結果が出てきたのに、選挙局長がそう言っているのに、政務次官、または何を調べるんです。向こうへ行つて、ま

た知事に会って様子を聞くわけですか。どうされるわけですか。私はそういうふうな、一応自治省の中で役所としての評価が出ているのを、政務次官がいまになってもう少し調べるというののはどうもおかしいと思うのですが、どうですか。

○長野政府委員 地方公務員法の三十六条違反の疑いがあるという新聞記事につきましては、当時どういうことで取材が行なわれたか、私も記憶がないのでございますけれども、この三十六条の關係ということでございました場合には、地方公務員法の三十六条三項でございまして、何人も政治的行為を行なうように職員に求めたり、そのおかしき、あつてはならないという該当の事項がございまして、それにつきまして、そういう關係におけるところの問題としての政治的行為という中には、公の選挙または投票において特定の人を支持したり反対するということについての事項が、何人もそういうことを職員に対して行なうてはならないという規定を受けてあるように思われます。この場合は、政務次官が申し上げましたように、知事の訓示の内容というものが、その当時これが唯一のものという記録がどうも私どもの印象ではないように思われるのでございますが、その点について厳密に考えてみますと、やはりそれはそういう意味で、ほんとうにどういふ発言がそのときあったかということは、なお確めないと、調査しないといけないことは出てくると思ひます。そういう意味でなお調査が必要だということをおっしゃったのだらうと思うのですが、ただそれはいさしたしても、どういふものを見ましても、そういう意味での具体的な特定の人について支持したり、あるいはそれについての政治活動、政治的行為をやれということではない、特定はしていないようでございます。その点では、次の参議院選挙で云々というふうなことがいふておるようでございます。しかしながら、それがあつた職員に対して、お話がございしますように、選挙運動を進めるといふような形で発言されたという印象を与えておるといふと、この

発言そのものは年度初めの訓示としては決して適当なものではない。しかしながら、直接それが、中心が地方公務員に対しておるものとして考えられるかということになりますと、そこまでは、記録は全部が一つのものとなっておりますので、はつきりいたさない部分がございしますが、非常に抽象的な発言であつたことは、いずれの記録もそのようになつておりますので、そうであるとするば、直接そこに触れるということには考えられないのではないかと。しかしながら、そういう誤解を与えるようなそういう発言が、いいことか悪いことかということになれば、それはどうも適当だとは言えないと思ひます。どうですか。

○安井委員 選挙局長はそういう御発言なんですが、政務次官、どうなんですか。

○高橋(順)政府委員 選挙局長申しましたのと、私の申し上げておるのとは、決して矛盾も何もしておるわけではないと私は考えておるわけでありまして、やはりこういう問題の起るようなことを知事の訓示になされたということは、これはこのまま放てておくべきものではないと私も考えるわけでありまして、それは一体真相はどうであつたかということ把握しまして、それからどういふようにするか、結論を出すべきで、いまの段階では、それはどうであるという結論を出す段階ではない。やはりもっと事情を聞いてみないとまだまだわからない面がある、こういうふうな思ひをおるわけでありまして、ですから、いさ少し時間をかしていただきましてならば、これがどういふふうであつたかということがわかるのではないかと申すわけでありまして、さつきも申し上げましたように、意思と表現と、また相手方の受け取り方等々非常にむずかしい問題があるわけでありまして、その簡単にこれはこうだといふことは言えないわけでありまして、われわれといたしましても、山梨県知事が不正をしたとか、不適當な発言をしたとかいふことを簡単に決定することはいさしないわけでありまして、これはやはり慎重に

ひとつ事情を明らかにして、それから自治省の考え方を決定しなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○安井委員 おかしいじゃないですか。選挙局長は年度初めの訓示としては不適切だと言つた。それは自治省の考え方じゃないのですか。どうもその点を政務次官否定されようとするような印象があつて、何か二人並んでおられるのだけれども、自治省としての意見違ひのうですか、どうなんですか。

○高橋(順)政府委員 こういう問題の起るようなことを地方公共団体の首長としてなさるといふことは、私も適當でないといふことは思つておるわけですが、ですけれども、その内容が不當であるとか、あるいはそういうことは選挙違反になるとか、そういうふうなことはまだまだ慎重に事情を調べてみないとわからない、そういうことを申し上げておるのでありまして、選挙局長の申しておりますのも、私の申しておりますのも、ああいうことは首長としては将来訓示なんかのときにはしないほうがいい、こういう考えを持ておることは一致しておると私は存じております。

○安井委員 大体わかつたようにならないような、しかしさつきよりはだいたいふはつきりしてきたような気がいたしますが、選挙違反になるかどうかについては、これはさらに調査しなければいけない、そういうことで、この場の処理としては適當ではない、そういうふうな御発言だと思ひます。

ところで、その同じ天野知事が、これは四月二十四日のことですが、山梨県身体障害者連合福祉会が主催して、甲府市の県民会館で開いた山梨県身体障害者連合福祉大会の席上で、表彰状を渡すというふうな目的で出席をしていたわけでありまして、その場のあいさつの中で、今度は参議院選に出馬を予定されております自民党候補の名をあげて、この人を出せば皆さんの立場はよくなる、ぜひよろしくと、約十分にわたつて同候補者を推薦するあいさつをした。それによつて主催者

側は、特定候補の事前運動に利用されたと憤慨している、こういうふうな新しい問題が続いて出てくるということも伝えられております。この点につきまして、まず選挙局のほうの御判断はどうですか。

○長野政府委員 この四月二十四日に、身体障害者連合福祉会創立十五周年福祉法制定記念大会というのが山梨県で開催されたようでございます。その席上で知事が、身体障害者を激励するあいさつをされた。そのあいさつの中に、特定の人を氏名をあげて、その人が福祉関係にも非常に力を入れておられる人だといふことを言つておられるといふふうな聞いておりますが、その詳細なことについては現在聞き合せてございまして、その程度のことしかわかつておりません。

○安井委員 この問題につきましては、社会党山梨県本部が告発をしておりますが、法務省においてどういふ御処理をされつつありますか、それを伺ひます。

○伊藤説明員 御指摘の身体障害者福祉大会、これは四月二十四日でございますが、その席上天野知事の言動はか一件の事実につきましては社会党の御関係の方からどうも存じませんが、神沢浄という方から、本年四月三十日甲府地方検察庁の検察官に對しまして、天野久という山梨県知事を被告として起訴しまして、公職選挙法違反の告発事件が出ております。この事件につきましては目下同地検で鋭意捜査を進めておる段階でございます。

○安井委員 告発の理由はどうですか。

○伊藤説明員 告発事実には二つございまして。一つは御指摘の四月二十四日山梨県民会館で行なわれた山梨県身体障害者福祉大会の席上の言動でありまして、告発状によりますと、同県地方区に今度候補をうわさされております特定の方のために、推薦演説的なことをしたといふのが事実の第一で、もう一つの事実は告発状によりますと本年三月二十六日甲府にございします山梨県立あけぼの学園、これは身体不自由児の収容施設ではないかと思ひますが、これの入退園式に出席しまして

職員、園児、父兄等の前で、先ほど同じ方の名前を上げて推薦演説的な行為をした後、演説が終わってから子供たちに対してではないかと思いがすが、百円ずつ渡したというような告発の事実でございまして、告発人のおっしゃるところによりまですと、事前運動並びに公務員の地位利用の違反になるのではないかと、こういう告発の趣旨でございまして。

○安井委員 これは自治省側にひとつ伺っておきたいわけですが、新聞のこれについての天野山梨県知事の談話によりますと、「社会党が私を公選法違反で告訴するという話を聞いたが、身に覚えのないことで驚いている。身障者大会のあいさつは、こうした人々のため国の力を借りなければならぬ」といふ、役に立つ人を検討してもらいたいと名前をあげた。しかしこれは自民党県連会長としていたことだ。知事の立場と混同したことについては、十分に反省し慎重を期したい。こういうふうな言い方をされているようでありま。しかし、自民党県連会長が表彰状を身体障者におおげになつたわけじゃないのだし、祝辞を頼んだのも、知事に対して頼んだのではないかと、こういう知事と県連会長を兼ねておられることがいけないという意味じゃありませんけれども、こういうような態度はどうでしょう。

○高橋(順)政府委員 事実は、先ほど法務省のほうからお答えがありましたように、いま山梨地方検察庁において検察官が事件を調べておられるわけでありまして、それによって明らかになることと思うのであります。その発言をしたという天野知事、いまお述べになりましたように述べられたのかどうか存じませんが、そのようなことも、その態度がいいか悪いかということの価値判断等も、事件の真相が明らかにならないとその結論は下せないんじゃないかという感じを私は持つておるわけでございます。しかし、やはり公共団体の首長、特に県の首長の知事が、公の席上で話されたことが、いろいろ告発事件にまで発展して

まいるというようなことは、私自身として地方行政のためにはなほ遺憾に思うわけでございまして、そういうような選挙違反の疑いが一部の人のからでも持たれるというような発言はなされないほうがいいんだ、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○安井委員 こういう問題でありますから、これ以上あまり深くお尋ねしても、先ほどの政務次官と私のやりとりからいえば、どうもあまりいい答えが出そうでもないし、時間がかかりそうですからもうこれでやめますが、いまのようなお話の中から、やはりこういう態度は困るという御発言だけは伺ったわけでありまして。地方公共団体の長は政党に所属してもかまわないし、その政党の責任者になつたって、これはもちろんかまわないわけでありましてけれども、しかし問題の取り上げ方や自分が持つております二つの立場というもののわきまをいいますか、そういうものが、私は必要だと思つておる。いまその点を次官はおっしゃつたのだらうと思うのですが、そういうことによつてこの際は明らかに知事という、そういう立場を利用して、選挙運動的な言動に出たと断定せざるを得ないような事実であります。あるいはまた、地方区の候補の名前だそうでありますけれども、いずれにしてもこれはもう明らかに事前運動の内容を持つておるというのを私は断定できるのではないかと、私は社会党だから、自民党のほうの知事がこういうふうなことをやるのはけしからぬというふうな立場で言っているのではなしに、あくまでこれは公正な立場から問題を処理する、これが選挙運動でなければならぬと思つておる。それだけに私はきょう特にこの点について政府に伺つたわけだ。公明選挙運動が明るく正しい選挙運動と名前を変つたが、その内容をこれからどんどん進めていかなければならぬ。特に地方公共団体の長は、そういうような運動の先頭に立つてやらなければならぬ、こういう立場にあるんだらうと私は思うのです。それだけにきわめて遺憾とするわけでありまして。政府側の

御意見は承つたわけでありまして、法務省ではたゞいまの告発についていつごろまでに結論を出しになるか、その見通しはどうですか、これを最後に伺つておきたいと思つておる。

○伊藤説明員 一つござるまでに結論が得られるか、いま直ちに申し上げる材料もございませんので、確たることはいえずにしましてもお答えいたしかねますが、事案の性質上なるべくすみやかに捜査を遂げたい、こう思つておる。

○中馬委員長 では、本会議終了後再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時五十九分休憩

午後四時九分開議

○中馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○重盛委員 道路交通法の一部を改正する法律案がいま提案されておりますが、これはもちろん交通事故をなくするということが一つの大きな柱だと思つておるのですが、そこに出ておる自動二輪車の運転者の順守事項を定めるとか、あるいは安全運転管理者の制度を設けるとか、あるいはまた自動三輪車、軽自動車等の運転免許の資格要件を定める、いわば従来よりはより技術の向上をはかつておる、それから自動車専用道路の関係について、国家公安委員会が都道府県公安委員会に必要な指示をすることができるよう、あるいは身体障害者が人道を歩くようにしよう、こういうことがおまことでありま。この前、失礼ですが御説明のとき

にちよつと聞かなかつたので、一応私のいま申し上げたようなことであら筋だけでもおわかりならば教えていただきたいと思います。今度の法案の基本的な体制を……。

○重盛委員 そうすると、今度の法案の改正はより交通事故をなくし、より技術の優秀な者に切りかえていくという趣旨であり、従来私どもが唱えておつた、比較的技術の未熟な者に免許証を与えるというところにも大きな事故の原因があるのではないかというふうなことに、合致してきたように考えられるのですが、そういうことでありますか。

○江口政府委員 考え方としては、ただいま先生のおっしゃるような心組んで実際の行政をやっているわけでございまして。今度の改正で特に取り上げましたのは、いわゆる従来軽免許と称するもので、実際上は普通の自動車とほとんど性能の変わらないものをやっておるにもかかわらず、簡易に免許がとれるというもののについて、やはりその性能に応じた試験をしていこう。それからそういう種類そのものも三年後には廃止して、一般の免許に統一しよう。こういう点を中心にやっておりますから、従来の普通免許につきましては、今度の法律改正では特に法律上厳格にしたという要素はございません。

○重盛委員 私もこの法案はそのように拝見をいたしておりますし、一歩前進だということに考へます。ただこの際お伺いしておきたいんですが、何か交通事故の起こるのをどうして防止するかという具体的なものがないのであります。そして、結果的には運転者の処罰を強化していく、こういうことによつて事故をなくする。これはほんとうに事故の起きないような環境をつくるということが必要であると同時に、なかなかそうはいつても、警察庁だけでやれることではなく、総合施策として道路関係もあろうし、自動車を製造する通産関係もあろうし、多くのものがあろうが、当面直接取り締まりの任に当たつておるあなたの方としては、やはり処分していく以外にはないのじゃないかという流れがあるやに感ずるわけです。したがつて、自動車の運転手は俗に二重処罰、三重処罰と言われておりますが、こういう点何か特にお

考えになっておる点はありませんか。運転手は御承知のように、まずちょっと違反をすると免許証を取り上げられる。そうして何月何日に、東京でいうならば錦糸町へ来いとか、このごろあっちこっちにできたようでありますが、すぐに呼び出しを受けて、大体がほとんど罰金、さらに就業停止、さらには免許証の取り上げから体罰と、これらを私どもは二重、三重処罰と言っておりますが、こういう点について何かお考えになったり、今後どうしようかというような問題を考えたことがありでしょうか。

○江口政府委員 おっしゃる通りに、最後の目標は交通事故をできるだけ少なくするというところでございますが、これはひとり警察だけでできないことは御指摘のとおりでございます。そのために内閣に交通基本問題調査会、あるいは交通対策本部、あるいは交通関係関係懇談会というように、各省にまたがる施策を統一調整してやる機関がございまして、基本問題調査会ではすでにその結論を答申されておりますし、対策本部でもそれに沿った対策を各省庁のおの努力をいたしておるわけでございますが、とりあえず私たちがその中で警察自体でやるべき仕事を強化するという点と、それから他の省庁でぜひやってもらいたいということについて、そのことに協力、あるいは推進するという立場をとっているわけでございます。ただ今度の法律改正におきましては、警察の担当する取り締まりの強化という点は法律改正として出ておりません。御承知のように、三十八年度及び三十九年度の交通事故を分析いたしました結果、その理由のいかんを問わず、事故の原因という事故者について見ると、どうも自転車乗りの、あるいはオートバイ乗り、あるいは歩行者の事故が非常に多い。しかもその事故を分析しますと、頭部を打って死んでおるといふ例がほとんどの事例でございますので、今度の改正におきましては、むしろ保護規定として、罰則がございませうが、一定のところにおいて二輪車に乗る者にはヘルメットをかぶらせる、あるいはそれに同乗す

る者についても同様の措置をとらせるといふようなことをきめておるような次第でございます。今度の改正には運転手を締めつけることによって事故を少なくしようというねらいは、法文の上では一カ所も出てまいりません。

○重盛委員 あなたのおっしゃるとおりだと私も思います。今度のものには、冒頭私が申しましたように一歩前進したんだというように感じが考えられると思うのですが、しかし、たまたま幸か不幸か知れませんが、同じときに刑法が改正せられて、これは法務省のほうでやったんだということになるかもしれません。この中には自動車の運転手の処分がかなり加重されておると思うのですが、こういう点は何か御相談を受けておるのかどうか。私は、これは自動車の運転手ばかりでなく、お互いに取り締まりの立場に立つ者も、取り締まられる立場に立つ者も、処分で臨むということだけではいかぬ。立ち直ったといつても、戦後の日本の国民性というものは、まだ完全に民主主義国家の国民としての立ち直りはできていない段階にあるのではないかとこのように考える。したがって、処分の強化によって、あるいは旧法律によって人を罰しながら事故をなくしていこうというような感覚——あなたはいまの答弁でおわかりだろうと思うのですが、残念ながらあらわれておるものには、そういう面がたゞさんあらわれておる。しかも今度の刑法の改正というものは、全くこの時期にやらぬでもないのじゃないかという感じがしておるのですが、その点長官としてはどのようにお考えになっておりますか。

○江口政府委員 おっしゃるとおり、そういう処罰を重くする、罰則を強化するという点だけで交通事故を減少せしめる、あるいは絶滅せしめることはできないという点につきましては、私も全く同感でございますが、ただ交通事故を減少せしめる一つの手段として、やはり現在の罰則では軽いという面もございまして、今回法務省から提出されたあの刑法改正につきましましては、従来の道交法改正で私たち自身が考えたとはほとんど同じ内

容でございます。あの程度のことは私たちとしても当然事故漸減の一つの方策として必要であるというふうな考えを持っております。今度の法案の提出につきましても、もちろん十分連絡がございまして、私たちとしては賛成をしておるわけでございます。

○重盛委員 できてしまった法律に私はいろいろ言いたくはありませんが、しかし、いずれにしても法律によつて、処分によってやはり事故をなくしていこうというふうな考え方が流れておるとするならば、これはたまたま交通事故だからあるいはそういうふうな考えられるかもしれませんが、国民性全体として考えるならば、できるだけやはり処分は軽くして、願うことならば処分しなくて済むようなことを考え、つくり上げていくのが私は政治の仕事ではなからうかと考えます。したがって、いままでの通例からいいますと、どうも事故が起きて困る、乱暴な運転手がいて困る、処分規定をひとつつくり出さないと、そういう反面に、どうかして指導をし、あるいは善導をし、あるいは免許証の——この中にあらわれていることは非常にけっこうだと思ひますが、こういう変え方をして事故をなくしていこうじゃないか、こういう御相談のようなことを——いわばできるだけというふうな方法は一体ないものだろうか、あるいはたゞだかというふうなことの御研究はどこかになされたのか、あるいはおやりになったことがありますか。ひとつ蛇足ながら伺いたい。

○江口政府委員 おっしゃる通りに、処罰だけ、あるいは処罰を重くするという点だけで事故が絶滅するといふふうにはもちろん考えておりません。私たちは同じ事故を起こした場合でも、その態様というのか、その条件によつて、指導で更生させるというものと、それから多少の制裁を加えることによつてこらしめるという必要のあるものと分けるわけでございますけれども、今度の刑法改正等をそのまま適用されるというものは、やはり善導というものにも限度がある、非常に悪

質な事犯というものについて最高のものが科せられると思ひますので、ああいうものができたからといって、一律にいままでの強い制裁を受けるというものではないかと思ひますし、また私たちもそういう気持ちで取り締まりをするつもりはございません。同時に、交通安全運動等の場合におきましては、悪質な運転者に対する取り締まりというものを厳にいたしますとともに、単なる過失といひますか、気づかないためにあやまちをおかすという者に対しては、指導をする。同時にまた、その被害者になっております歩行者とか、あるいは自転車乗りにつきましては、運転者の立場を考えた行動を指導するというようなことで、やはり加害者、被害者の両方に責任のあるような場合が非常に多うございまして、ただ運転者のほうだけに事故が起これば何でも悪い点があるのだという頭で警察はやつていないということ、御了解いただきたいと思ひます。

○重盛委員 このできた法律に対して、私がいろいろ申し上げてもやむを得ないし、同時に立場も違ふことであるから、その私の考えるようなわけにはいかぬと思うのだが、いずれにしてもどんな場合であっても、民主主義日本という新しい形に進む場合に、法律の上で罪を重くしていくというふうなことは、国民性自体の位置づけにもなるのじゃないか。これは国内ばかりの問題でなく、対外的にも、まだ日本という国は自分の法律でだんだん重くして、罰金をよけい取ったり、体罰までくられて取り締まっていかなければ秩序が保てないのだな、逆にいうとまたさういふあらわし方にもなるのであります。私の考え方からいいますと、やはり国民性全体にも関連するものであるの、つくられたことに對しては、いまあなたの言われるように、できるだけこういうものを使わなくてもいいような体制をまずつくることが必要である。つくったけれども、こういう法律は要らないのだという体制に持ち込むことが基本的なお考えでなければならぬように考えますし、私どももお互いにそういう方向で努力していかなければ

ば、国民全体の価値といましようか、そんなところまで何かさびしさを感ずるものがあるように考えます。政府が、国が法律をつくるときに、しかも罰則を強化するというようなことは、よほどお考えになっていただきませんか、あなた一人でおられたことではなからうと思ひますが、いままう国民性全体にまで及ぶ問題だというふうにも考えますので、できたならばそれを使わなくてもいいような御指導をお願いしたい。

それからもう一つ、それに関連をしてお聞きをしておかなければならぬことは、あなたがいま言われるように、実際には警察庁として、自動車の運転手をそういじめ抜いていこうというふうなことはなからうと思ふのだが、世論が職業としてやっておる自動車の運転者に対して、ほかのものと同じような見方をするかどうか、そうではないですね。あれはあぶないものをいじってあぶない性格のものだということで、極端にいいますと、通行人との接触があったというふうな場合、これは通行人のほうで、もう少し気をつけてくれたらよかったのじゃないかというふうな問題でも、大きなものを動かしておる運転者のほうにそのしわ寄せがくる。したがって、最近の事故件数の多いということは、交通道徳ということばがよいのかどうか知りませんが、国民全般が交通問題に対して、交通機関が發展すると同時に、それに対処する心がまえというものが欠けておるのじゃないか。ここにはあなたのほうだけでやれる問題ではなからうけれども、交通事故を絶滅しようということを各省の関係で考えていくとするならば、これは時代が変わってきてしかもこれだけひんぱんな交通の量になってまいりますと、いま言うように一部関係しておる者を取り締まってくといふようなことよりは、国民全体にこれを流していくのだ、これをなくしていくのだという考え方の上に立つ指導がなければ、どんなに処罰を重くしてもいかぬのじゃないか。

それからもう一つ、あなたのお話を聞くと、そうむちゃなことはやらせない、やってやらぬ、なるほどあなた方とお話をし、意見の交換をしておる限りにおいてはいつでもそのとおりであります。しかし、下部にこれが徹底しておるかという、だれかれとは言いたくありませんが、東京などの例をとってみますと、若いおまわりさんたちがほんとうに指導するといふようなことよりは、どこかのほうにたかまつていて飛び出してきて、違反をつかまえてやろう、見つけてやろうというふうな職業的な立場からいへばそういうふうな考えられるかもしれないけれども、それは善導ではなくて、むしろほじくり出していくというふうな感じを受ける。ですから、御承知でありましようが、従来は一ぺんくらは説諭して、ちよつと信号が変わり目にきた、現実には危険がなかった、きょうは危険がなくてよかつたけれども、もし人が通つておつたらたいへんだらう、もう少しゆるやかな運転をしないといふとか、あるいは気がついてやらないといふようなことを一言言つてやつたならば、その次にはその運転手はやりませんよ。ところが最近、ちよつとやると必ず免許証を取り上げて、何月何日にはどこへ出てこい、無条件で最低三千円から五千円くらいの一信号が変わつたか変わらなかつたかというふうなことで、前車が行く、そこに何らの危険もなく、自分も周囲の中に入つておつたので行つたというふうなとき、これはおやおねやられておるのです。そうかといつて、そういうものをかんべんしてやれとか、めんどろ見てやれといふわけにはいかぬが、例を言う、そこにおつた警察官が、君の少しおそ過ぎたぞとか、もう少し気をつけなければいかぬじゃないかといふような注意を与える必要があるのじゃないか。といふことは、なぜかといふと、いまの自家用車の運転者、しかも三輪車とか小型トラックというふうなものが比較的そういうことが多く私は思うのですが、道路状態も悪くて、わずかな荷物を持ていってとめるところもない、やむなく電話をかけるとか、何かちよつと行つても、駐車違反でこれはもちろんやられてしまう。いわばせつかく能率のあがるよう

に思つて買った自家用車が、ほんとうの仕事ができなくなるといふような現状もあるのです。いろいろなことを総合いたしますと、何か最近の状況は、あなたの言われるのは別に、自動車の運転者に対してだけ非常な強硬な態度で処罰をやつてきているといふように感ずるのですが、特に最近何かあなたのほうから取り締まりに対してお出しになっておるものがありますか。

○江口政府委員 たいはいおつしましたような事例につきまして、そういうものが皆無だとは申しませんが、一般的にそうだといふふうな私たちどうしても考えられないわけでごさいます。かりにそういうものが多いとすれば、私たちの指導が足らぬためにごさいますから、十分指導は徹底したいと思ひます。

なお、私のほうで交通事故の防止ということを中心にしては、御承知のように昨年からでございしますが、昨年も大きな柱の一つとしてこれを立てました。またことしも同じように、大きな柱の二つあるうちのひとつとして立てておるわけでごさいます。これは特に交通取り締まりの重点を、ただいまおつしたような点に向けてのじゃないに、いわゆる交通暴力と称するもの、たとえば無免許運転、酔っぱらい運転、及びひき逃げ、この三種については従来以上に注意を払い、厳格に取り締めていくという方針は示達いたしました。おまうも、その以外につきましては、従来よりも軽くせいといふようなことはもちろん言つておりますが、強くせいとかなんとかいふようなことは示達いたしておりません。

それからもう一つ、お話の中で、どうも点数制に関係があるのじゃないかとか私は想像するやうな面がひとつあらわれて、これは隠れて、わざと、ちよつと試験の監督を怠つておきながら、カンニングをさせて、それをつかまえて点数をとるといふ教師が皆無でなかつたのと同じように、そういうふうに見られるような取り締まりがあるいはあるかもしれないと思ひますが、これは点数制といふものとはちよつとはいかぬという指導をいた

しております。しかし点数制とは無関係に、公開取り締まり等の場合は、そういう知りながらそれを無視してやつておるといふものを立証するためには、やはりいまのような手段をとる、技術的にとるといふことも、これは場合によつてはありますので、常時違反をなしたくして、点数をかせようといふような立場に、違反をしておるのをどうやって証明するかという場合に、そういう方策をとることがこれは絶対将来ないとは保証できませんので、私たちの気持ちは十分御了解いただけると思ひますが、そういうことを奨励してやつておるわけじゃございません。

○重盛委員 先ほど言うように、あなたのところではそういう考えで指導なさつておると思ふのだが、出先は必ずしもそうじゃない。これはあることだと思ふのですが、ただ私どもの感じからいって、何にも事故をやつておらぬときは、一度くらいは説諭でかんべんしてくれといふくらいに寛大な措置をとることにすれば、非常に件数が減る、こいうふうには私は思ふわけですが、実際に私もたまたまは運転をして歩くのであります。が、そういう点を感じるままに、こいういふ機会にやはり検討を願ふなければ、何かしらん重苦しく、どうせ、それともう一つは、いま言う商店の小僧さんとか、帰つてくれればこのくらいのことでは主人におこられる。はなはだしいのになんと首にまでなつてしまふから、ひた隠しに隠して、罰金があれば罰金を納めに行くことになつてしまふのだが、そういう場合に、これはそんなに厳しかりを受けたり、そんなに罰金を受けるやうな処分ではないから、何か言いたいのだ。しかし言う時間的余裕と、言つていつて処置をするところが実際にないわけですね。一週間以内とかどうとかいふことにいまでもなつてしまふやうけれども、そんなことをしているよりは、罰金を納めるためにも、あるいは生活を維持するためにも、働いていかなければならぬというのがこのクラスの圧倒的多数の環境なんですね。たとえばタクシーの運

転手などは呼ばれた日にも行けない。あんなこととめられたのじゃ、あのときには信号がダイダイ色に変わりかけたから行ったのだけれども、信号無視として告発されてしまった。しかし、それを争っているといまが、こういう事例は非常にたくさんあるのです。これらはどうか。先ほど私は、いわゆる事故をなくするために、処分のほうも少しは考えてやりながら事故をなくするということ、どこかで考えられぬかという妙な質問をいたしましたが、そういうことに関連があると思うのです。これはひとつお考えおきを願いたい。御答弁を願わなくてもいいのですけれども、お考えを願っておかなければならぬと思う。

それから今度の法律にも関係いたしますが、高速道路、それから四十キロ、五十キロのこういう道路、たとえば東京でいいますならば青山通りなどは五十キロになっておりますね。それから一般のところはおおむね四十キロ、それからその他高速道路とこういうふうにありまするが、そういう速度による道路、どこに一番事故が多いか、それに何か資料があり、おわかりになっておたらば、長官でなくてもけっこうですが、お聞かせを願いたい。

○宮崎説明員 御指摘のように道路の最高速度は、何も規制をいたしませんと、高速自動車国道の場合を除きまして、六十キロが最高でございます。公安委員会が道路交通の安全、あるいは危険防止をはかるために、これと異なった最高速度を定めることができることになっております。五十キロあるいは四十キロ、それから場合によつては非常にいい道路であれば八十キロという最高速度をきめていられることもございます。しかしながら、これは道路によつていろいろ異なっております。最高速度別の道路の事故というの実は統計をとっておりません。一般的には道路の種類によつて統計をとっておりますが、これも大体の傾向でございますが、やはり何と申しまして従来一、二級国道といつておりましたことしの四月か

ら一般国道になりましたが、一般国道における事故がそれ以外の府県道における事故より相当多数上回っております。

○重盛委員 よく私わからなかったのだが、つまりスピード制限による道路の事故件数、何台通つてどれだけ事故がある、通行量との問題になりますね。通行量が、四十キロのところは一日何万台通つて、交通事故の量はこれだ、五十キロのところは何万台通つてこれだ、高速道路は、こういうデータがあるかどうかということをお聞いているのです。

○宮崎説明員 いま御指摘の最高速度別の交通事故は、実は統計をとっておりません。

○重盛委員 これはどうですか、お聞きしたいのだが、いま東京都内なんか、例にしてみますと、あなた方も日常御存じだと思つてのですが、青山通りのように、あそこはたしか五十キロになっておると思つておる。その他のところでも、非常に広いところは私はむしろ五十キロにしたほうが、かえつてはけがよくなるのではないかと、そういうに感ずるのです。ということは、のろのろしてきた、それからラッシュで詰まってきた、それからようやく見通しはついたし走ろうと思つてそこは四十キロで、四十五キロ出せば、さつき長官の言われたように故意ではなからうが、このところはちよつとスピードの出るところだからというので待っていて、おい待て、というのを食つてしまふ。こうなると自動車の性能をどこで生かしていかうかということになるわけなんです、私はある程度の速度は、やっぱり車の性能がよくなり、自動車に交通機関としての重点が変わつてきておるといふことが先決でなければならぬが、そういうふうに出すスピードを若干でも変えていく、まあスピードを出すようにしろなんというの少しおかしいかも知れぬ。けれども、実際にはもう四十キロのところは五十キロ、あるいは三十五キロのところは四十キロというように変えなければ、むしろ流れが悪いというようにあるやに私は私どもは考

えるが、この点何か御研究になったことがありませんか。

○江口政府委員 ただいま東京都内の例をお引きになりましたけれども、全国的な傾向として、私たちよりも警視庁なり府県警本部、そういうところよりも第一線の署、こういうふうにいいますと、現場に近づきますにつれてスピード制格というものをなすだけ厳格にしようという傾向がございます。それでただいまおっしゃつたような点もございまして、私たちとしては実情に合うように、単にのろのろしさえすれば事故が起ころぬというものではないのだから、この点はもうちよつと上げたかどうかというふうなことを、いまのより順序ですつと勧奨しておるのが通例でございます。だから、お気づきになつたようなところは確かにそういう弊があるかと思ひます。しかし第一線の署長に言わせると、事故が多発しますと何らかの方策を打ちたくなる。どうもここは五十キロを許しておいたから事故が多いのだというふうないわれ方をすることをおされて、なるだけ自分のところは低目のところでやつていきたいといういわば人情のようでございますから、これはしよつちゅう監督者が歩み寄つて、実情に即した制限をするということに全国的に指導いたしております。

○重盛委員 たいへんけっこうだと思ひます。私もなるべくそのようにその実態に即したやはりスピード制限をしていかぬと、どこにどういふのがあつたというならば例をあげてもいいと思ひます。そんなことを申し上げなくとも、一方スピード違反といふことでびしびしやっておるわけなんだから、それならば道路の状況に応じて、それからそれには当然先ほど申しますように、通行人も一般国民も、自動車というものはこういうものだから、このごろ立体交差が圧倒的にふえて、たいへんそういう意味ではよくなつておりますが、そういうことを等閑として、いまおっしゃつたような処置をとつていただくのがいいのではないかと、それでもなかなか平素はやれないので、やはりわ

ずかでも道交法を直すというふうなときをきつかけとして、何でもかんでもスピードを出していいようにしないといふことではないので、スピードを出せるところはスピードを出せるようにして、反面スピード違反というおそろしいものがありますから、ある程度走れるようにしておいて、実際には取り締まるほうはびしつとやつたほうがいいというふうには私は感ずるから申し上げたのですが、どうかその点も御考慮の中に入れていただきたいと思います。

それから、こまかいことで、これもなかなかおわかりにならぬかもしれませんが、一般自家用車、自家用といつてもトラックもあり乗用車もあります。トラックとか乗用車、それからタクシーでいうならば普通タクシー、個人タクシー、こういうもののどういふ部面が、同じ台数を動かす場合にだれがよい多く事故をするか。端的にいえば、今度の取り締まりの問題にあがつてきておる自転車とか自動二輪車とかいうものは、私は率直にいつて、やはり事故の最大の原因を持つておるものですが、そのほか普通免許で走つておるものうちではだれが一番事故件数が多いか、そういうことをお調べになっておりますか。

○鈴木(光)政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、自動車の種別によつてどういふ種別の自動車が多かるかということになると思ひますが、私どもは今の統計から見ますと、千台当たりでどのくらい起こるかといふことで比較してとつておるわけですが、それによりますと、やはり営業用の貨物自動車が一番多いわけでございます。その次は営業用の乗用車。自家用は営業用に比べますと、自動車台数当りにいたしますと比較的少なくなつております。それで自家用のうちでも、やはり貨物のほうが多いという傾向が出ております。

○重盛委員 そうすると、やはり営業用貨物自動車の事故件数が比較的多いといふことは、一口にいうと、運転者の技術がこへ集まつてゐる人は比較的悪いのだ。一がいにそいえるかどうか知

りませんが、そういう感じがするのです。それから自家用車でもやはり貨物のほうがよい多いのじゃないですか。私、そういうふうにいるのですが、それはやはりここに来る人たちが若い十八歳から二十代の、いわゆる免許証取り立て、教習所で免許証だけもらって、すぐここへ飛び込むという率が一番多いように思うのですが、そういう統計というものは別におとりになったことではないでしょうね。運転者の年齢とか就業年限というように、事故との比較というものはお考えになったことがありますか。

○宮崎説明員 一般的に申しますと、運転者は、やはり二十歳以下の若年層のほうがどちらかといえば事故率が多くなっております。ただその絶対数の分母がございせんので、直ちに正確な比較をいたすことは困難かと思われませんが、一般的な現象といたしましてはそういうことになっております。

○重盛委員 私は率直に申してやはりそうだと思います。それだから今今度のように、いままで軽自動車というのですか、軽免許というのですか、それで三輪車くらいまで動かしたわけですね。ここにやはり一番事故の原因があったように思うわけですね。そうすると、今度はこれを普通免許の技術の線まで引き上げて、いま持つておる者は三年たったらそれに切りかえようということですか。そういうことですか。

○宮崎説明員 軽免許を取得することができるといわれる免許年齢が現行は十六歳でございますが、これが十八歳になりますのが三年後であります。またその三年後に切りかわりますときに、軽免許を持つておられます者は、引き続きその軽自動車を動かすことができる、こういうことでございませう。

○重盛委員 いま軽免許を持つておる者は、三年たてば普通免許に切りかわっていくのですか。

○宮崎説明員 現在軽免許を持つておられます者は、軽免許が三年間継続いたしますので、三年間は軽免許のままです。三年たちますと、そ

れは原則的には普通免許に切りかわりますが、公安委員会の検査に合格しない限りは、従前の軽自動車しか動かさせない限定免許をその場合与えることになっております。

○重盛委員 教習所というのは、あなたのほうの監督下にはないわけですか。ありますか。

○鈴木(光)政府委員 自動車教習所でございますか。私のほうの監督下にはございません。

○重盛委員 これに関連して教習所法とか、率直に申して、教習所であつた回数だけ乗ったから、回数だけの金を納めたからもう技術が一人前だといふようなことで免許証が学術試験だけで、運転は教習所の認定によつて出ているのが大体従来の例のようでありましたが、いまでもそういう形でありまうか。

と同時に、この法律を、こういうようなものをつくるに際して教習所法等のようなもの、法というのか何か、そういう変えられた向きがありますか、この点御質問いたします。

○宮崎説明員 指定教習所の制度でございませうが、従来はあまりない基準もございせんので多少問題がございまして、昭和三十五年に道路交通法を制定いたしましたときに、政令でその基準を厳格に定めまして、その基準に該当している場合において初めて指定をする。指定をされた自動車教習所の卒業生に限り実技試験を免除する、こういう制度でございませう。なお、その後いろいろ検討してまいりました結果、まだ若干基準に不備な点がございまして、昨年の秋に政令を改正いたしましたので、現在指定教習所の教え方とか、あるいは指導員の資格、その他最終的な検査等につきまして詳細な基準を設けておりまして、これによりましております。

○重盛委員 そうすると、これを今度こういう制度に変えたと同時に、一面これから出てくるものに対しては、従来よりはより技術もよくなり、そしてまた法規も——私はよく最近の免許証のこととは知らぬが、運転のあれだけは教習所で何回とか何時間とかいうことで定められて、それから警

視庁へ行つて受けるときには、法規と内燃機関の構造と、この両方ですか。その点をひとつ。

○宮崎説明員 適性検査というのをいたします。これは目であるとか、耳であるとか、あるいは身体を自由を見る。それと法規、法令、構造でございます。

○重盛委員 構造もやるのですか。構造がうまいとかなんとかいうことは言えないが、どうも何だかこのごろの免許証をもらつてくる人は、運転だけで言えば、ちょっと故障になつてもわからぬで、道路のすみへストップしてしまつて動かぬで、というふうな実態が、非常に多いように思うのです。やはり構造に対するちょっとした故障くらい自分で直していけるくらい能力のある者に免許証を渡してもよろしいにせぬといふかぬのじゃないか。そうかといつて、あまりやかましくしろという意味合いじゃありませんよ。ただとる前に、よほど身につけてからやつてもらふねと、あとで取り締まるほうが骨になつてしまふ。だからできるだけの運転手をつくり上げていくというために、基本からやはり直していただかなければならぬのじゃないか。何といつても、先ほど来いろいろ言うように、一番起こる率は運転技術の未熟、それから運転の勘どころの悪いというようなのが圧倒的に事故を起こすわけですね。その一つの事故が、二重になつたり三重になつたりという現状でありますので、こころもひとつお氣をつけていただきたいと思ひます。

それから交通対策本部の決定した交通事故防止の徹底をはかるための緊急対策というものは、いまだういふ形で進んで、どんなお考えを持つておられますか、長官に伺ひたい。

○江口政府委員 いまお説き上げになりました表題の中身は御承知だと思いますから省略いたしますが、これは総理府のほうからおいでになつてお答えになれば総合的になると思ひますけれども、私たちが承知している範囲におきましては、各省庁ともそれぞれ関係いたしておりますところは、そこに書いておられる線に沿つて十分力を尽

くすという体制にございませう。しかしながら、どうしてもいままでのそういう問題を取り扱っている役所というのが総理府の審議室の一部でございまして、人員も足らなければ力も足りないというふうなことから、近くそれを強化拡充するという方向で、いまだ以上に総合調整の役目を強くしようという方向にあるようでございます。これは遠からず実現するものだと思ひます。しかしながら、ことしはいずれにいたしまして定員、予算等すでにきまつていてございませうから、当分の間は関係各省庁から人間を持ち寄つて、とりあえずの強化した陣容をつくらうということ、ごく間近にこれは実現するものだと思ひます。

○重盛委員 それから自動車損害賠償保険制度の改善というふうなことも、この際考へていかなければならぬんじゃないかと思ひますが、そういうことをお考えになつていかうかといふことと、それからもう一つ、いま言うように教習所から出て、それから免許証を交付する段階になつて、そういうときに強制的に保険に加入させるというふうなことを検討しておられるかどうか、外国にはそういう例もありませんが、いま現状はどうなつてゐるのか、この二点をひとつ……。

○鈴木(光)政府委員 前段の自動車損害賠償保険につきましては運輸省の所管でございませうが、私どものほうで聞いている範囲内では、ただいまのところでは二輪車の強制保険がございせんので、それを入れようといふことで検討中でございます。それから御承知と思ひますけれども額につきましては昨年増額いたしました、死者につきましては百万円、負傷者につきましては三十万円を限度に支給するといふことに増額しております。

○重盛委員 死者はいま百万円になつてゐるのですか。

○鈴木(光)政府委員 そうです。もう一点、保険を免許者、人につけるという制度でございませうけれども、ただいまは御承知のように自動車につけておるわけにございませう。人につけたらどうかと

いう御意見がございまして検討中でございます。なかなかこれは、人につけるという事はむずかしい問題でございまして、検討中であります。

○重盛委員 これはやはり運輸省の関係になるのですが、さつきも自家用車と営業貨物車では、やっぱり営業貨物自動車の方が事故が多いというふうなことを言われたのだが、タクシー運転手に普通タクシー運転手と、それから最近出てくる個人タクシー運転手と二通りありますが、この事故比というふうなものを考えに合ったことがあります。どっちが事故が多いか少ないか。

○宮崎説明員 全国的な統計はとれておりませんが、東京、京都等で抽出検査をいたしました結果、個人タクシーのほうが事故率が少ないという結果が出ております。

○重盛委員 これはいま言うように運輸省の関係だろうと思うが、そうならば、私はやはり同じ台数をふやすならば、できるだけ個人タクシーをふやしていくことのほうが、そういう面でも若干事故は緩和されるのではないかと、こういうふうに考えるのだが、聞くところによると、去年の二月か三月ごろ調査をしたというものを、いまごろ調べているというのが実態らしくて、もう少し早くやたらどうだというふうなことを運輸委員の諸君などが言え、人手が足りなくてやれませんかというふうなことを言っているようで、これは直接あなたの方の仕事ではないんだが、あらゆる面から事故を少なくしていく対策というものは一つでも、この面はいいじゃないかというふうなものも取り上げていくという体制がつくらなければならない、なかなか事故の絶滅ははかれないのではないかと、冒頭言うように、国民全体のこういう事故に対する関心、それから処罰によらずして事故をなくしていくという、こういう方向づけがなされないのではないかと、こういうふうに考えるので、ここでお願いしたいかどうか知りませんが、こういうものもやはり推進するようにひとつお考えを願っておきたい、このように思っております。

○江口政府委員 全くおっしゃるとおりでございます。まして、実は個人タクシーにつきましてもできるだけ台数を多くし、しかも事務を早くするようにすることは、これは出しやばったようなことになりましても、公安委員会の総意がそうでございます。また、個人タクシーという制度ができてから、警察といたしましては、その増加の方向を強くブッシュをおこなっている状況でございます。

また、建設省に對しましては、具体の道路、道路について、ここには歩道橋がほしいとか、あるいはここには歩道橋がほしい、ガードレールがほしいというふうなことで、警察としては具体的にその責任者との間に交渉をするというふうなことで、できる限り私たち自身の仕事を強化するということのほかに、いまのようなことをやっておる次第でございます。

○重盛委員 この交通安全全国国民会議の内容、それからこれは中央だけでなく、地方のほうをどういうふうにするかという対策ができておるのか、どういうふうに進んでいるのかということが一

点。さらにもう一つお聞きしておきたいのは、去年の法改正でキープレフトの原則がうたわれたのですが、これがどういうふうな周知徹底されておるのか、その後の経過は一体どういうふうになっておるのか、この二点をひとつお聞きしておきたい。

○江口政府委員 まず、交通安全全国国民会議についてでございますが、これは国民会議を催します案をつくりましたときに、その最後のところで各都道府県、あるいは市町村等の地方公共団体におきまして、中央と同じような考えで、各段階ごと、こういうものを設けるように勧奨することというふうな一項目がございまして、逐次各地方でこれにならった会議ができておるようでございす。しかしながら、各地方には私たちが見ます限りにおきまして、国よりもむしろ熱心に知事、あるいは市長等が中心になった県民会議、市民会議というふうな形ものが現にあるところがございます。

います。そういうところは、国よりむしろ一歩先がけていまのような運動をおこなったわけでございす。それから、ますますそういうところは力を入れてもらおう、ないところについてはつくってもらおうということが、現在全部の府県、全部の市町村にできておるかどうかということとはちょっと資料を持ち合わせませんけれども、いまだできる機運にあるところだろうと考へます。

それから第二のキープレフトの問題は、実は方々からおしかりを受けるような状態にまだあるというのが実情のようでございまして、なかなか徹底をいたしません。徹底をしないのは、法規を順守するというところにふなれたというこのほか、実際にキープレフトなんかできないというふうな混雑したところにおきましては、キープレフトが事実上行なわれない面もございまして、この点はできるだけ、キープレフトの原則をつくったのですから、つくった以上は励行させなければいかぬということで、地方の警察も督促させております。さらに努力しなければいかぬ、こういう考えでおります。

○重盛委員 それじゃ、これもまああなたの方の問題ではないが、将来総合的の強力な交通対策本部のようなものができればお考えを願わねばならぬが、まあよく日本の道路はどうして狭いんだ、あれは昔かごから始まったんだ、外国は馬車から始まったんだから、それだけの差があるといわれておるが、実際には免許証の、運転技術のいとか悪いとかいう問題よりは、道路行政というふうな点からくる面も非常に多いわけですね。キープレフトの問題なんか、それらに関連を持ってくる私は思うのですが、そういう意味からやはり建設省あたりと十分な連携をとりながらやらなければならぬだろうし、それから交通行政をほんとうに総合的に強力に推進していくということのために、私は先ほど大体お答えは出たように思うのですが、総理府の中にでも、名前は交通安全局がいいのか、交通事故をなくするための推進

部がいいのか知りませんが、そういったような、交通安全局というふうなものを設けて、それから抜本的に各関係官庁がここに持ち寄って、いまは余っている人を出し合ってやっているようなことですが、事実上こういうことにならうと思うが、これを強化していくということが緊急の仕事ではないかというように私は考えますが、その点のようにお考えになっていただけますか。

○江口政府委員 私どもも全くそのように考えまして、実は余っている人間を出しているというのじゃなしに、ほんとうは足りない中からさいてでも出しているという状態でございます。とりあえず、私の聞くところによれば、先ほど申し上げたようにことしは定員がなければ、先ほど申し上げた特別にとつてないわけでございすから、局というふうな名前にはすぐにはならぬようですけれども、一名交通対策室というふうなところのところで発足するやに聞いております。

○重盛委員 交通対策何ですか。

○江口政府委員 まだ最終的にきままってない名前ですが、交通安全問題調査室というふうな案で進んでいるようでございす。

○重盛委員 これをひとつ一番やっかいな、取り締まりをするお立場にあるほうからもできるだけ推進していただいて、あらゆる面から交通事故の絶滅をはかっていく。そうして国民の生命を守っていくという意味合いからも、ぜひ推進方をお願いしたいと思っております。したがって、何度も繰り返すようではありますが、処分によって事故をなくしていくのだというお考えはなからうと思ひますが、そういうことは法律ができたからやむを得ぬが、そういう法律を使わなくてもいいような体制をつくっていくことこのほうが、より政府自体としても、われわれにしてもその仕事が必要ではないかというふうに考えますので、十分お力添えをお願いしたいと思います。

私は、まだいろいろ質問申し上げたいことがありますが、私だけでは、私だけでいろいろおしやべりしておつては相済みませんから、一応留保させてい

ただきまして、次の方にお願ひしたいと思ひます。

○中馬委員長 大石君。

○大石(八)委員 今度の改正の趣旨は車の種類をある程度整備する、したがって免許証もそれに關連して種類も整備されるようでありますが、いまお話のようなことでいわゆる軽免許、軽四輪というものが一応三年後ですなくなるというのですが、先ほど重盛委員の御質問に答えて、その対象になるのは構造上普通自動車とほとんど変わらないことになってきたからというお返事のようにしたが、そういうことでしようか。

○江口政府委員 大体において申し上げますところが変わりがないかという事は課長からお答えいたします。

○宮崎説明員 実は昭和三十五年に道路交通法を制定いたしました当時、軽自動車と申しますものはほとんど大部分がいわゆるスクーターでございました。わずかに四輪の軽が出始めたところかと記憶しております。したがって大体対象がスクーターでございますので、運転免許の試験方法も比較的簡単にいたしました。簡単に免許を与えておりました。しかし、その後御承知のように、この軽自動車と申しますのは、排気量が三百六十cc以下の自動車でございますが、もちろん三百六十cc以下でありまして、形はそれほど大きくなっておりませんが、性能は非常によくなつてまいりました。当初はせいぜい時速五、六十キロしか出なかった軽自動車が、現在一番優秀なものは九十キロくらいでも走れる、こういうことになっております。そうなりますと、性能を見ますと三百六十cc以上になります。普通自動車とほとんど差異がないことになっておりますので、これらを免許を別にして、簡単な試験で免許を与えることは、やはり交通の危険防止上不合理ではないか、こういうところから、今回普通免許に三年後に統合しようということをお願いしておる次第であります。

○大石(八)委員 いわゆる軽四輪、軽自動車というのとは自動三輪車というものが、普通自動車に入るようですが、そのうちの軽三輪と第一種自動三輪車、それまで普通自動車のほうにぶち込まなければならぬ、その点は何となく私たちは常識的に第二種自動三輪車といふゆる軽四輪といふものは普通自動車のほうに入つてもいいような気がいたしますが、いわゆる軽三輪、それから第一種自動三輪車といふものは、普通自動車という觀念ではないような気がするのですが、どうですか。

○宮崎説明員 たいへん申しわけないのですが、いま先生は第一種自動三輪とおっしゃいましたが、第一種自動三輪と自動三輪のこととお間違えではないですか。

○大石(八)委員 ではないです。

○宮崎説明員 自動三輪には第一種、第二種と法律上は出てまいりません。

○大石(八)委員 政令で定まっている……。

○宮崎説明員 これはハンドルが違ひまして、いわゆるバーハンドルのものとだと思ひます。ただ自動三輪車は排気量がこれは三百六十ccをこえるものになっておりますので、軽三輪よりは排気量においては大きな自動車になっております。したがって、今回これを普通自動車に統合するほうが合理的である、このように考えております。

○大石(八)委員 ミゼットの様な軽三輪は……。

○宮崎説明員 軽三輪も性能等におきましては相当向上しております。したがって今……。

○大石(八)委員 相当向上しているとは思ひますが、それと一般のいわゆる普通自動車の中にぶち込んでしまふことになるのです。ね。というのは、そのこと、今度はあとの免許証のことと関連があるので、実はそのこと自体はあと今度は免許証をもう場合に、年齢等の問題が出てくるわけです。こゝまで一挙に全部持つていく必要が、自動車の性能として同一だといふに専門的に見るべきものかどうか、その点に何らの疑いも顧慮も何もないのか、あつさりこんなものはいつてしまつておかしくないのかどう

か、その点を少しお伺ひしたい。

○宮崎説明員 自動車の構造、性能は、いろいろさまざまございまして、非常に極端な言い方をいたしますと、それぞれの型、あるいは馬力に應じた免許をたくさんつくるのも一つの考え方かとも思ひますが、一方におきまして、免許行政のほうから申しますと、免許の種類をあまりにもたくさんに細分するという事は、必ずしも合理的ではない、このように考えますので、それらを勘案いたしまして、現在の段階におきましては御指摘のような軽自動は四輪、三輪等を問わずこれを普通自動車に統合することが合理的である、このように考えます。

○大石(八)委員 もう一つそれに関連して、今度は普通自動車になると十八歳にならなければこの免許証は取れないという結果になって、そのこといろいろな反響が起きているようですが、十六、十七歳が非常に事故が多いという何か統計といふものがはつきりあるのでしょうか。その点を一つお伺ひしたいのと、それからそのことは今度車種に關係があると思うわけです。オートバイなんかでびんびん走つてゐる場合の問題も重なつて、それが事故の件数の中に入つてゐるのでは、これはまた別なんです、車種と年齢といふことに関連して十六、七といふものが特に多い、それは件数の問題もあろうかと思ひますが、同時に何といひますか、実際の比率といふのは、車の台数といふのですか、乗つてゐる人の人数と事故率といふふうにならなければならぬと思ひますが、それを証明するものが實際あるのでしょうか、その点をお伺ひしたい。

○鈴木(光)政府委員 ただいまの件につきまして、軽自動車につきましては年齢別の事故率がございます。なお各免許を持つておる年齢別の統計がございます。それによつて事故率を出しますと、やはり十六、十七歳のほうが、十八歳以上の者の事故の約倍近く事故率が高いという結果が出るわけでございます。

か、これで見ると、別にこれは車種は出ないのですが、警察庁の交通統計、四十年一月のによると、必ずしもそういうふうには出てきていないように思ひますが、どこでそういう数字になるのでしょうか。これは乗つてゐる人の人数がわかりませんから、これではわかりませんが、十六、七、八は三、四％だが、十九歳になると六％、二十歳は六、二％、二十一歳は六、九％といふふうになり、こちのほうが多くなつてゐる統計があなたのほうの交通統計では出てゐるようには思ひます。

○鈴木(光)政府委員 その統計は、要するに事故の数の統計でございます。分母がございませぬ。私どものほうで先ほど申し上げましたのは、その分母をとりまして比較した事故率でございます。

○大石(八)委員 その資料をあとで、これはかなり問題になると思ひますけれども、十六歳、十七歳といふところについて、車種に關連して分母を對象にして、このようにそこらには多いんだといふ資料を、ぜひひとつ明細に出して配付していただきたいと思ひます。一応それだけでよろしゅうございませぬ。

○中馬委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散會いたします。
午後五時十六分散會